

新潟県地域防災計画

(原子力災害対策編)

令和5年3月修正

新潟県防災会議

原子力災害対策編

目次

第1章 総則

第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
第3節 災害対策を実施すべき地域の範囲	1
1 即時避難区域 (PAZ : precautionary Action Zone)	
2 避難準備区域 (UPZ : Urgent Protective Action Planning Zone)	
3 放射線量監視地域 (UPZ外)	
第4節 計画の基礎とするべき災害の想定	3
1 原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態	
2 原子力災害の特殊性	
第5節 発電所の状態に基づく緊急事態区分	4
1 情報収集事態	
2 警戒事態	
3 施設敷地緊急事態	
4 全面緊急事態	
第6節 関係機関の処理すべき防災事務又は業務の大綱	5
第7節 用語の解説	10

第2章 災害事前対策

第1節 発電所における予措置等の責務	12
第2節 原子力事業者からの防災業務計画に関する協議及び原子力防災要員の現況等の届出	12
1 原子力事業者からの防災業務計画に関する協議	
2 原子力防災要員の現況等の届出	
第3節 報告の徴収、立入検査	12
第4節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携	12
第5節 災害応急体制整備計画	13
1 計画の方針	
2 防災関係機関の体制の整備	
3 原子力防災センター	
4 広域的相互応援体制	
5 救助・救急、消火等の防護資機材の整備	
6 食料・物資の備蓄、調達供給活動	
第6節 情報の収集・連絡体制等整備計画	15
1 計画の方針	
2 情報の収集・連絡体制の整備	
3 情報の分析整理	

4	通信手段の整備	
5	原子力防災対策上必要な資料の整備	
第7節	原子力防災に関する知識の普及啓発計画	19
1	計画の方針	
2	住民や在勤者等に対する普及啓発項目	
3	教育機関における普及啓発	
4	要配慮者等への配慮	
第8節	防災業務関係者等研修計画	20
1	計画の方針	
2	研修の実施	
3	研修項目	
4	原子力事業者の研修計画	
第9節	原子力防災訓練計画	21
1	計画の方針	
2	訓練項目	
3	国の総合的な原子力防災訓練への参画	
4	市町村の原子力防災訓練への協力	
5	原子力事業者が実施する訓練	
第10節	緊急時モニタリング体制整備計画	23
1	計画の方針	
2	緊急時モニタリング体制等の整備	
第11節	原子力災害医療体制整備計画	24
1	計画の方針	
2	医療活動用資機材及び原子力災害医療活動体制等の整備	
3	安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備	
4	原子力事業者における体制の整備	
第12節	避難・退避実施体制整備計画	25
1	計画の方針	
2	屋内退避・避難計画の作成支援	
3	避難所等の整備及び確保への協力	
4	要配慮者の避難・屋内退避体制の整備	
5	住民の避難状況等の確認体制の整備	
6	避難・屋内退避の住民等への事前周知	
7	学校等における体制の整備	
8	不特定多数の者が利用する施設等における体制の整備	
第13節	広域避難体制整備計画	28
1	計画の方針	
2	避難所の確保・調整	
3	避難体制の整備	

第14節 飲食物の出荷制限、摂取制限体制等	29
1 計画の方針	
第15節 緊急輸送活動体制等整備計画	29
1 計画の方針	
2 専門家の移送等の体制整備	
3 交通管理体制等の整備	
第16節 住民等への的確な情報伝達体制整備計画	30
1 計画の方針	
2 情報伝達体制及び設備の整備	
3 地域コミュニティによる共助意識の醸成	
第17節 発電所等上空の飛行規制	31
1 飛行規制の要請	
2 航空交通管制機関との連絡調整	
第18節 複合災害時対応体制整備計画	32
1 計画の方針	
2 災害応急体制の整備	
3 情報の収集・連絡体制等の整備	
4 原子力防災に関する知識の普及啓発	
5 研修及び訓練の実施	
6 緊急時モニタリング体制の整備	
7 原子力災害医療体制の整備	
8 屋内退避・避難実施体制の整備	
9 緊急輸送活動体制の整備	
10 住民等への的確な情報伝達体制の整備	

第3章 緊急事態応急対策

第1節 原子力災害対策本部等の組織・運営	34
1 方針	
2 原子力災害対策本部等の設置基準	
3 原子力災害警戒本部の設置	
4 原子力災害対策本部の設置	
5 原子力災害現地対策本部	
6 職員の派遣等	
7 国の職員及び専門家等の派遣要請	
第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	39
1 方針	
2 警戒事態発生時の連絡等	
3 施設敷地緊急事態発生時の連絡等	
4 全面緊急事態における連絡等	
5 応急対策活動情報等の連絡	

6	通信の確保等	
7	一般回線が使用できない場合の対処	
第3節	広域的応援対応	44
1	方針	
2	応援要請	
3	自衛隊の派遣要請等	
4	防災活動拠点	
5	応援に係る留意事項	
第4節	緊急時モニタリング等	45
1	方針	
2	緊急時モニタリング等の態勢	
3	緊急時モニタリングの実施	
4	緊急時モニタリングの結果の報告と公表	
第5節	住民等への的確な情報伝達活動	47
1	方針	
2	迅速かつ的確な情報提供	
3	原子力事業者の広報	
4	住民等からの問い合わせに対する対応	
第6節	避難・屋内退避実施に係る防護活動	49
1	方針	
2	避難・屋内退避等の指標	
3	避難・屋内退避等の防護措置の実施	
4	避難・屋内退避の実施に係る指示等	
5	避難の際の住民等に対するスクリーニング等の実施	
6	要配慮者等の支援	
7	交通の規制及び立入制限等の措置	
8	感染症流行下での防護措置	
9	避難所等の開設・運営等	
10	避難・屋内退避者の生活支援	
11	原子力被災者生活支援チームとの連携	
12	避難・屋内退避の解除	
第7節	治安の確保	57
1	方針	
2	警戒区域の設定等	
3	警戒区域への立入制限措置	
4	交通対策活動	
5	警戒警備活動	
6	飛行規制措置	
第8節	原子力災害医療の実施	58
1	方針	

2	緊急時医療本部の設置	
3	国等への応援要請	
4	原子力災害医療活動の実施	
5	安定ヨウ素剤の服用	
6	原子力災害拠点病院等への傷病者の搬送	
第9節	飲食物の摂取制限及び出荷制限、農林水産物等の採取及び出荷制限	60
1	検査の実施	
2	飲食物の摂取制限及び出荷制限	
3	農林水産物の採取及び出荷制限	
4	飲料水及び飲食物の供給	
第10節	緊急輸送活動	61
1	方針	
2	緊急輸送活動	
3	緊急輸送のための交通確保	
4	輸送体制	
第11節	救助・救急及び消火活動	63
1	方針	
2	活動内容	
3	原子力事業者の消火体制	
4	海上における救助・救急対策	
5	空からの救助・救急対策	
第12節	防災業務関係者防護対策	64
1	方針	
2	防災業務関係者の安全確保	
第13節	核燃料物質等の事業所外運搬中の事故への応急対策	66
1	方針	
2	原子力事業者等の活動	
3	国の活動	
4	消防機関の活動	
5	警察機関の活動	
6	海上保安部署の活動	
7	県の活動	

第4章 複合災害対策

第1節	複合災害時における災害対策本部等の組織・運営	69
1	方針	
2	災害対策本部等の設置基準	
3	原子力災害警戒本部の設置	
4	災害対策本部の設置	

第2節 複合災害時における応急対策	69
1 方針	
2 情報の収集・連絡	
3 緊急時モニタリング	
4 住民等への情報伝達活動	
5 避難・屋内退避等	
6 原子力災害医療	
7 緊急輸送活動	
8 救助・救急及び消火活動	

第5章 災害中長期対策

第1節 基本方針	72
第2節 緊急事態解除宣言後の対応	72
第3節 放射性物質による汚染の除去等	72
第4節 各種制限措置の解除	72
第5節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	72
第6節 災害記録の作成	72
1 災害地域住民の記録	
2 被害状況調査の実施	
3 災害対策措置状況の記録	
第7節 心身の健康相談体制の整備	73
第8節 被災者等の生活再建等の支援	73
第9節 風評被害等の影響の軽減	73
第10節 被災中小企業等に対する支援	73
第11節 物価の監視	73
第12節 原子力事業者からの要員の派遣	74

作成 昭和59年 6月21日

資料修正 昭和60年 7月25日

資料修正 昭和61年10月30日

資料修正 昭和62年 7月16日

資料修正 昭和63年 8月 4日

資料修正 平成 元年11月 2日

資料修正 平成 2年 9月 7日

資料修正 平成 3年11月 8日

資料修正 平成 4年 9月22日

資料修正 平成 6年 3月24日

資料修正 平成 7年 3月23日

資料修正	平成	8年	3月24日
資料修正	平成	9年	3月25日
資料修正	平成	10年	3月25日
修正	平成	11年	3月31日
修正	平成	13年	3月29日
修正	平成	13年	6月22日
修正	平成	14年	3月28日
修正	平成	15年	3月17日
修正	平成	19年	7月25日
修正	平成	21年	9月7日
修正	平成	24年	8月29日
修正	平成	26年	3月25日
修正	平成	30年	3月22日
修正	平成	31年	3月22日
修正	令和	3年	3月24日
修正	令和	3年	6月28日
修正	令和	4年	3月30日
修正	令和	5年	3月31日

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者である東京電力ホールディングス株式会社（以下「原子力事業者」という。）が設置する柏崎刈羽原子力発電所（以下「発電所」という。）から、放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されること及び放射性物質の事業所外運搬中において、放射性物質又は放射線が輸送容器外へ異常な水準で放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関及び原子力事業者がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行により、新潟県民等の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

この計画は、国の「防災基本計画（原子力災害対策編）」に基づき、「新潟県地域防災計画」の「原子力災害対策編」として作成したものであり、毎年検討を加え、必要に応じてこれを修正する。

この計画は、専門的・技術的事項について、原災法第6条の2第1項の規定により原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針（以下「原災指針」という。）」を十分尊重するとともに、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画に抵触することがないように十分に整合性を図った上で作成したものである。

この計画は、市町村、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては県民への周知を図る。

各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期する。

市町村が地域防災計画（原子力災害対策編）を防災基本計画に基づき作成又は修正するにあたっては、この計画を基本とし、特に必要な事項については各市町村において具体的な計画を定めておく。

なお、この計画に定めのない事項については、新潟県地域防災計画（風水害対策編）及び同（震災対策編）によるものとし、武力攻撃等に起因する「武力攻撃等による原子力災害」の対応は、新潟県国民保護計画で定める。

第3節 災害対策を実施すべき地域の範囲

本県において原子力災害対策を実施すべき地域の範囲は、県内全域とし、以下のとおり発電所の中心からの距離等に応じて、必要な措置を講じるなど住民の安全確保に万全を期する。

なお、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域（以下「重点区域」という。）については、原災指針において示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況を勘案し、下記1、2の区域とし、区域を含む市町村（以下「重点区域を含む市町村」という。）は、下表のとおりとする。

また、本編において必要とされる、下記1から3の区域及び地域における市町村、防災関係機関・関係事業者等が実施する災害対策やそのための計画の策定、施設の整備等については、下記の区域及び地域毎における防護措置（避難、屋内退避、安定ヨウ素剤服用等）を目安とし、それぞれの区域及び地域の実情に応じ適切に行うものとする。

1 即時避難区域（予防的防護措置を準備する区域、P A Z : Precautionary Action Zone）

発電所を中心とする半径（以下「半径」という。）おおむね5キロメートル圏については、主としてブルーム放出前に避難が実施できるよう準備する区域とし、発電所の状況に応じ定められる緊急事態区分を判断するための基準※1（以下「E A L」という。）による全面緊急事態の発生後、指示を受けて、原則として直ちに避難を実施する。

避難は、即時避難区域（P A Z）外への避難を最優先に行う必要があるが、当初から半径おおむね30キロメートル圏外への避難を実施する。

また、安定ヨウ素剤は指示があった場合、服用を実施する。

なお、即時避難が容易でなく、一定期間とどまらざるを得ない場合は、放射線防護機能を有する施設に屋内退避することも容認する。

即時避難区域（P A Z）
柏崎市の一部※2
刈羽村

※1…原子力発電所の状態等に基づく緊急事態判断基準の設定は、原子力規制委員会が示すE A Lの枠組みに基づき原子炉の特性及び立地地域の状況に応じ、原子力事業者が行う。

※2…地名については、別途資料編に記載。

2 避難準備区域（緊急防護措置を準備する区域、U P Z : Urgent Protective Action Planning Zone）

半径おおむね5～30キロメートル圏については、事故の不確実性や急速な進展の可能性等を踏まえ、防災対策を実施する。

全面緊急事態の発生後、指示を受けて速やかに屋内退避を実施するとともに、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル（以下「O I L」という。）の考え方や施設敷地緊急事態発生後に実施する環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）の結果のほか、事故の状況、気象条件、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果により、避難の準備を進める区域とする。

緊急時モニタリングの結果、発電所の状況、より発電所に近い地域の放射線量、風向き等の気象状況等に基づき必要な場合は、屋内退避又は半径おおむね30キロメートル圏外への避難及び安定ヨウ素剤の服用をできる限り速やかに実施する。

避難準備区域（U P Z）
柏崎市の一部※3
長岡市の一部※3
小千谷市
十日町市の一部※3
見附市
燕市の一部※3
上越市の一部※3
出雲崎町

※3…地名については、別途資料編に記載。

3 放射線量監視地域（UPZ外）

避難準備区域（UPZ）の外の地域については、プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置として、あらかじめ安定ヨウ素剤の備蓄の計画を策定するとともに地域の実情に応じて屋内退避計画を策定する地域とし、緊急時モニタリングの結果のほか、事故の状況、気象条件、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果、飲食物の汚染状況調査等により、必要に応じて、屋内退避や避難、安定ヨウ素剤の服用や、飲食物の摂取制限等を実施する。

第4節 計画の基礎とすべき災害の想定

発電所からの放射性物質及び放射線の放出形態は過酷事故（原子力発電所を設計する際に考慮されている事故を上回る事故であり、適切な炉心の冷却又は反応度の制御ができない状態になり、炉心溶融又は原子炉格納容器破損に至る事象をいう。）を想定する。

なお、防護対策を実施するにあたって留意すべき事項は、原災指針に基づき次のとおりとする。

1 原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。

その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の希ガス、揮発性のヨウ素、気体中に浮遊する微粒子等の放射性物質がある。

これらは、プルームとなり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。

また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し、長期間留まる可能性が高い。

さらに、土壌や瓦礫等への付着や、雨水等によるそれらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

また、事故による放出は必ずしも単一の形態によらず、発電所からの冷却水の漏えいによる場合など、複合的であることを十分考慮する必要がある。

2 原子力災害の特殊性

原子力災害では、放射性物質の放出や放射線量の上昇という特有の事象が生じる。

したがって、原子力災害対策の実施に当たっては、以下のような原子力災害の特殊性を理解する必要がある。

- (1) 原子力災害が発生した場合には被ばくや汚染により復旧・復興作業が極めて困難となることから、原子力災害そのものの発生又は拡大の防止が極めて重要であること。
- (2) 放射線測定器を用いることにより放射性物質又は放射線の存在は検知できるが、その影響をすぐに五感で感じるできないこと。
- (3) 平時から放射線についての基本的な知識と理解を必要とすること。
- (4) 原子力に関する専門的知識を有する機関の役割、当該機関による指示、助言等が極めて重要であること。
- (5) 放射線被ばくの影響は被ばくから長時間経過した後に現れる可能性があるため、住民等に対して、事故発生時から継続的に健康管理等を実施することが重要であること。

ただし、情報連絡、住民等の避難・屋内退避、被災者の生活に対する支援等の原子力災害対策の実施

については、一般的な防災対策との共通性又は類似性があるため、原子力災害対策の特殊性を考慮しつつ、一般的な防災対策と連携して対応する必要がある。

第5節 発電所の状態に基づく緊急事態区分

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、発電所の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備や実施等を適切に進めることが重要である。

このような対応を実現するため、発電所の状況に応じて、緊急事態を以下のとおり区分する。

1 情報収集事態

柏崎市又は刈羽村及びその周辺（柏崎市又は刈羽村の震度が発表されない場合は近隣の市町村の震度を用いる。）において、震度5弱以上の地震が発生した段階、その他発電所の運転に影響を及ぼすおそれがある情報が通報された段階

この段階において、県は原子力災害警戒本部を設置する。

2 警戒事態

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、発電所における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、原子力規制庁が行う緊急時モニタリングセンターの立ち上げ準備への協力などの緊急時モニタリングの準備、原災指針で定める施設敷地緊急事態要避難者※4を対象とした避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階

この段階において、県は原子力災害警戒本部を設置する。

※4…原災指針において、以下のとおり定められている。

「施設敷地緊急事態要避難者」とは、PAZ内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

- イ 要配慮者（災害対策基本法第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。以下同じ。）（ロ又はハに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの
- ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者
- ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

3 施設敷地緊急事態

発電所において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、発電所周辺において施設敷地緊急事態要避難者の避難及び緊急時に備えた避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階

この段階において、県は原子力災害対策本部を設置する。

4 全面緊急事態

発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し、又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階

この段階において、県は原子力災害対策本部を設置する。

第6節 関係機関の処理すべき防災事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、新潟県、市町村、新潟県の区域を所轄する指定地方行政機関、自衛隊、指定地方公共機関、その他の公共機関及び原子力事業者等原子力防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所管事務又は業務を通じて原子力防災に寄与すべきものとし、それぞれが防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は、新潟県地域防災計画（風水害対策編）及び同（震災対策編）第1章第2節「県民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱」によるほか、次のとおりとする。

関係機関の処理すべき防災事務又は業務の大綱

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	連絡窓口
新潟県	1 新潟県防災会議原子力防災部会に関すること	原子力安全対策課
	2 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発及び防災関係機関等職員に対する教育訓練に関すること	〃
	3 原子力防災に関する訓練の実施に関すること	〃
	4 通信連絡網の整備に関すること	〃
	5 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること	〃
	6 発電所周辺地域における環境条件の把握に関すること	〃
	7 原子力事業者からの報告の徴収、立入検査に関すること	〃
	8 新潟県柏崎刈羽原子力防災センター（以下「原子力防災センター」という。）の整備及び維持に関すること	〃
	9 県原子力災害警戒本部の設置・廃止に関すること	〃
	10 県原子力災害対策本部の設置・廃止に関すること	〃
	11 現地事故対策連絡会議への職員の派遣に関すること	〃
	12 原子力災害合同対策協議会への職員の派遣に関すること	〃
	13 自衛隊、国の専門家等の派遣要請及び受入に関すること	〃
	14 他の都道府県及び関係機関への応援要請及び受入に関すること	〃
	15 住民等からの問い合わせに対する対応に関すること	〃
	16 環境放射線モニタリングに関すること	〃
	17 住民等の退避、避難及び立入制限に関すること	〃
	18 原子力災害医療措置に関すること	福祉保健部
	19 飲食物の摂取制限等に関すること	〃
	20 農業用水の汚染についての情報収集及び対応に関すること	農地部
	21 農林水産物についての災害情報及び各種措置に関すること	農林水産部
	22 輸送車両の確保及び必要物資の調達に関すること	原子力安全対策課 産業労働部
	23 飲料水、飲食物及び生活必需品の供給に関すること	福祉保健部 農林水産部

新潟県	24	防災業務関係者の被ばく管理に関すること	原子力安全対策課 福祉保健部	
	25	放射性物質及び放射性物質に汚染された物質（以下「汚染物質」という。）の除去及び除染に関すること	原子力安全対策課	
	26	各種制限措置の解除に関すること	// 福祉保健部 農林水産部	
	27	市町村の原子力防災対策に対する指示、指導及び助言に関すること	原子力安全対策課	
	28	県管理一般国道及び県道の通行の確保に関すること	土木部	
	29	損害賠償請求等に必要資料の取りまとめに関すること	原子力安全対策課 農林水産部 産業労働部 観光文化スポーツ部	
	30	風評被害等の軽減に関すること	農林水産部 産業労働部 観光文化スポーツ部	
	31	被災中小企業、被災農林水産業者等に対する支援に関すること	産業労働部 観光文化スポーツ部 農林水産部	
	32	心身の健康相談に関すること	福祉保健部	
	33	物価の監視に関すること	総務部	
	(教育庁)	34	教職員、児童、生徒への原子力防災に関する知識の普及・指導に関すること	保健体育課
	35	児童、生徒の退避及び避難に関すること	//	
	36	学校施設の退避、避難施設としての使用協力に関すること	総務課	
	(県警察)	37	緊急かつ広域的な救助活動、住民等の避難誘導等に関すること	警備第二課
	38	警戒区域、防護対策を講ずるべき区域における警戒警備に関すること	//	
	39	交通規制、緊急交通路の確保に関すること	交通規制課	
	40	現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会への職員の派遣に関すること	警備第二課	

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	連絡窓口
市町村 (共通)	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発及び教育訓練に関すること 2 住民等に対する通信連絡網の整備に関すること 3 住民等に対する原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること 4 事故状況の把握及び連絡に関すること 5 市町村原子力災害対策本部及び市町村現地原子力災害対策本部の設置に関すること 6 住民等からの問い合わせに対する対応に関すること 7 緊急時モニタリングへの協力に関すること 8 住民等の退避、避難及び立入制限に関すること 9 県の緊急時医療活動に対する協力に関すること 10 住民等に対する飲食物の摂取制限等に関すること 11 農業用水の汚染についての情報収集及び対応に関すること 12 住民等に対する農林水産物についての災害情報及び各種措置に関すること 13 市町村道の通行確保に関すること 14 輸送車両の確保及び必要物資の調達に関すること 15 飲料水、飲食物及び生活必需品の供給に関すること 16 防災業務関係者の被ばく管理に関すること 17 汚染物質の除去及び除染に関すること 18 住民等に対する各種制限措置の解除に関すること 19 損害賠償請求等に必要な資料の整備に関すること 20 風評被害等の影響の軽減に関すること 21 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援に関すること 22 心身の健康相談に関すること 23 児童、生徒の退避及び避難に関すること 24 学校施設の退避、避難施設としての使用協力に関すること 25 教職員、児童、生徒への原子力防災に関する知識の普及・指導に関すること 	市町村 原子力防災担当課

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	連絡窓口
即時避難区域 (PAZ) を含む市町村	<ol style="list-style-type: none"> 1 県の実施する発電所周辺地域における環境条件の把握作業の協力に関すること 2 現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会への職員 の派遣に関すること 	柏崎市 防災・原子力課 刈羽村総務課

避難準備区域 (UPZ)を 含む市町村	1 現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会への職員 の派遣に関する事	市町村 原子力防災担当課
---------------------------	---	-----------------

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	連絡窓口
消防本部(共通)	1 住民等に対する広報に関する事 2 住民等の避難、屋内退避の誘導に関する事 3 緊急時医療活動に対する協力に関する事 4 救急活動の実施に関する事	消防本部担当課
即時避難区域 (PAZ)を 含む市町村を管轄 する消防本部	1 発電所を含む即時避難区域の消火活動に関する事 2 現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会への職員 の派遣に関する事	柏崎市消防本部 予防課
避難準備区域 (UPZ)を 含む市町村を管轄 する消防本部	1 現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会への職員 の派遣に関する事	消防本部担当課

機関名	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	連絡窓口
指定地方 行政機関	北陸農政局	1 農地、家畜、農林水産物等への影響に関する情報 収集及び報告に関する事 2 農林水産物の安全性に係る風評被害の防止に関する 事	企画調整室
	東北経済産業局	1 電気の安定供給に関する事 2 災害時における原子力災害合同対策協議会への支 援に関する事	総務企画部 総務課
	第九管区海上保 安本部	1 海上における救助、救急活動及び依頼等に基づく 活動の支援に関する事 2 船舶等に対する緊急通報並びに避難及び立ち入り 制限に関する事 3 海上における応急対策実施区域及びその周辺にお ける治安の確保 4 海上における緊急時モニタリングへの協力に関する 事	警備救難部 環境防災課

自衛隊	陸上自衛隊 第30及び第2 普通科連隊	1 防災関係資料の事前収集と災害派遣準備体制の確立に関する事 2 災害発生時の県の情報収集活動への協力に関する事	第3科
	海上自衛隊 新潟基地分遣隊	3 災害出動要請又は出動命令に基づく人命救助を最優先とした応急救援活動の実施に関する事	警備科
	航空自衛隊 新潟救難隊	4 緊急時モニタリングへの協力に関する事	飛行班

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	連絡窓口
東京電力ホールディングス株式会社	1 原子力施設の防災管理に関する事 2 従業員等に対する教育、訓練に関する事 3 関係機関に対する情報の提供に関する事 4 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関する事 5 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関する事 6 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関する事 7 原子力防災センター（現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会等）への防災要員及び緊急時モニタリングセンターへの要員の派遣に関する事 8 国、県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関する事 9 汚染物質の除去等に関する事	安全総括部 防災安全グループ

また、第2章、第3章及び第4章の各節の冒頭では、計画に関連する主な関係機関を掲載している。県の関係部局及び県災害対策本部の関係部が複数にわたる場合、中心的な役割を果たすものを◎で示す。

第7節 用語の解説

この計画における主な用語は、次のとおりとする。

用語	解説
安定ヨウ素剤	放射性ではないヨウ素をヨウ化塩（ヨウ化カリウム）の形で製剤したもの。ヨウ素は、甲状腺に集まる性質がある。原子力発電所等の事故により放出された放射性ヨウ素は呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に集まり、甲状腺がん、甲状腺機能低下症を引き起こすおそれがある。安定ヨウ素剤は、これらの障害を防ぐために用いられる。
甲状腺	前頸部（ぜんけいぶ）に位置し、喉頭（こうとう）の下部にある内分泌腺。ヨウ素を含む甲状腺ホルモンを分泌して、新陳代謝や成長ホルモン・発育を促進する重要な内分泌器官のこと。
スクリーニング	放射性物質が放出された後のO I Lに基づく避難の際に、避難や一時移転する者の汚染状況を確認することを目的として実施される検査。
プルーム	気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団。
モニタリングポスト	放射線の連続モニタを備えた測定設備のこと。 (据え付け型と追加の測定用の可搬型の2種類がある。)
放射性物質拡散予測情報	周辺環境の地勢や気象データを考慮して、放射性物質の大気中濃度及び被ばく線量などを予測した情報。
環境放射線モニタリング	原子力発電所周辺等で行われる放射線・放射能の測定のこと。 原子力発電所周辺の監視を目的とした平時からの環境放射線モニタリングと、原子力災害発生時に実施する緊急時の環境放射線モニタリング（緊急時モニタリング）がある。
避難所	被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるもの。
避難経由所	広域避難者を適切な避難所に誘導するために避難所の前に向かう目的地であって、避難者への情報提供等の機能を有する施設。
要配慮者	高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等その他の特に配慮を要する者。(災害対策基本法第8条第2項第15号関係)
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。(災害対策基本法第49条の10関係)
防災業務関係者	緊急時において、住民等に対する広報・指示伝達、避難誘導、交通整理、緊急時モニタリング、避難者の輸送、物資の緊急輸送、スクリーニング、簡易除染、避難状況等の確認、医療措置、道路啓開、原子力施設内において災害に発展する事態を防止する措置等の災害応急対策活動及び汚染物質の除去等の災害復旧活動を実施する国、自治体の職員等。

緊急事態応急対策	<p>原災法第 26 条第 1 項第 1 号から第 8 号に示される事項で、原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策。</p> <p>（緊急事態応急対策の例：放射線量の測定、被災者の救難、交通の規制、緊急輸送の確保、放射性物質による汚染の除去等）</p>
----------	--

第2章 災害事前対策

第1節 発電所における予防措置等の責務

【関係機関】 県（防災局）、市町村、東京電力ホールディングス(株) 等

原子力事業者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）及び同法に基づく保安規定並びに関係法令（以下「原子力関係法令等」という。）を遵守し、発電所の運転に際しては、安全管理に最大限の努力を払い、放射性物質の放出により住民等に影響が及ぶことのないよう安全を確保するとともに、発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合に備えた体制の整備を図る。

また、原災法第7条第1項に基づく原子力事業者防災業務計画を遵守し、原子力防災対策の円滑かつ適切な遂行のため、県、市町村及びその他防災関係機関との有機的な連絡協力体制の確立を図り、原子力防災体制の整備に万全を期する。

第2節 原子力事業者からの防災業務計画に関する協議及び原子力防災要員の現況等の届出

【関係機関】 東京電力ホールディングス(株) 等

1 原子力事業者からの防災業務計画に関する協議

原子力事業者は、原災法第7条第2項に基づき、原子力事業者防災業務計画を作成又は修正しようとするときは、当該計画を作成又は修正しようとする日の60日前までに県及び関係市村に協議しなければならないこととされている。

2 原子力防災要員の現況等の届出

原子力事業者は、原災法に基づき、以下の事項について県に届け出ることとされている。

- ① 原子力防災組織における原子力防災要員の現況
- ② 原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任
- ③ 放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況

第3節 報告の徴収、立入検査

【関係機関】 県（防災局）、東京電力ホールディングス(株) 等

県は、必要に応じ、原災法第31条に基づく原子力事業者からの報告の徴収及び同法第32条に基づく適時適切な立入検査を実施すること等により、原子力事業者が行う原子力災害の予防（再発防止を含む。）のための措置が適切に行われているかどうかについて確認する。

なお、立入検査を実施するときは、原災法第32条第2項により知事から立入権限の委任を受けたことを示す身分を示す証明書を携帯する。

第4節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携

【関係機関】 県（防災局）、国（内閣府、原子力規制庁等） 等

- (1) 県は、地域防災計画（原子力災害対策編）の作成、発電所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、柏崎刈羽原子力防災センター（以下「原子力防災センター」という。）の防災拠点としての活用、住民に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制の確立、防護

対策、広域連携などの緊急時対応等を平時から原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施する。

- (2) 県は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、緊急時モニタリング訓練、原子力規制庁が行う緊急時モニタリングセンターの立ち上げ準備への協力、緊急時モニタリング、関係都道府県等他組織との連携などの緊急時モニタリングに関することについて、平時から地区を担当する上席放射線防災専門官と密接な連携をとり、あらかじめ体制の整備を図る。

第5節 災害応急体制整備計画

【関係機関】 県（防災局）、国（内閣府、原子力規制庁等）、市町村、自衛隊、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他公共機関、東京電力ホールディングス(株) 等

1 計画の方針

県、国、市町村、原子力事業者及び防災関係機関は、発電所等において警戒事態が発生し、その後原子力災害に至り、その影響が地域に及ぶ又はそのおそれがある場合（以下「緊急時」という。）及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合に備え、災害対策活動を円滑に実施するために必要な体制の整備を図る。

2 防災関係機関の体制の整備

- (1) 県、市町村、原子力事業者及び防災関係機関は、それぞれの機関において実情に応じ、非常時の職員参集体制の整備を図る。
- (2) 県は、発電所における警戒事態、施設敷地緊急事態の通報を受けた場合は、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員や衛星電話等非常用通信機器の連絡先の名簿等を含む体制図を作成し、職員の参集体制をあらかじめ整備する。
- (3) 県は、国、重点区域を含む市町村、関係機関と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備する。
- (4) 県は、原子力災害警戒本部を設置した場合、直ちに原子力災害対策本部及び現地対策本部を立ち上げる準備を行えるよう、あらかじめ体制の整備を図る。
- (5) 県は、国が原子力防災センターにおいて現地事故対策連絡会議を開催する場合、これに県の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定する。
- (6) 県、国及び重点区域を含む市町村は、原災法第15条第1項の規定に基づく原子力緊急事態宣言（以下「原子力緊急事態宣言」という。）発出後、その事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、同法第23条第1項の規定に基づく原子力災害合同対策協議会（以下「原子力災害合同対策協議会」という。）を原子力防災センターに組織することとされている。

また、国は、原子力防災センターにおいて、原子力災害合同対策協議会のもとに緊急時モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設けることとされている。

国、県、重点区域を含む市町村、関係機関及び原子力事業者等は、それぞれの職員を配置することとされており、県は、それぞれの機能班に配置する職員について、あらかじめ原子力防災専門官等と連携して定める。

- (7) 県は、市町村の区域を越えて避難する住民の受入れが可能な市町村（以下「受入可能市町村」という。）との調整のほか、市町村による放射線、放射性物質濃度の測定等の支援、原子力防災訓練での連

携等、平常時から、市町村と緊密な連携を図る。

また、県は、広域避難所の選定、市町村の避難計画立案支援等、避難指示を出した市町村（以下「避難市町村」という。）と受入可能市町村間の連携や協力体制を支援する。

- (8) 県は、原子力事業者より警戒事態又は施設敷地緊急事態の発生の通報を受けた場合に備え、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定める。
- (9) 県は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、重点区域を含む市町村、自衛隊、県警察、消防、海上保安本部、医療機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努める。

3 原子力防災センター

- (1) 県は、国、市町村及び原子力事業者等と協力して、それぞれの役割と責任に応じて、原子力防災センターに非常用電話、ファクシミリ、テレビ会議システム、衛星電話その他非常用通信機器の整備を推進する。
- (2) 県及び国は、相互に連携して、過酷事故においても継続的に活動することのできる原子力防災センターの施設、設備、防護資機材、資材等について適切に整備、維持・管理を行う。
- (3) 県は、原子力防災センターを地域における原子力防災の拠点として、平常時から防災業務関係者の研修及び訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用する。

4 広域的相互応援体制

- (1) 原子力災害時には、一地域の防災機関だけでは対応できない事態が想定されるため、県及び防災関係機関は他地域からの応援または他地域への応援を必要とする場合に備え、広域の相互応援体制を整備するとともに、受入体制の整備を図る。
- (2) 県は、災害対策基本法第8条第2項第12号の規定に基づき締結している「原子力災害時の相互応援に関する協定（以下「原子力災害時相互応援協定」という。）のほか、都道府県間及び防災関係機関と締結している相互応援協定等を、原子力災害時においても活用する。
- (3) 県は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送、放射能測定等）については、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

- (4) 県は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

5 救助・救急、消火等の防護資機材の整備

(1) 救助・救急活動用資機材の整備

県は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、市町村と協力し、ヘリコプター等に必要資機材の整備に努めるとともに、市町村に対し、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるよう助言する。

(2) 消火活動用資機材等の整備

県は、平常時から市町村、原子力事業者等と連絡を密にし、発電所及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備について助言する。

(3) 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

県、市町村及び防災関係機関は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための放射線防護資機材を整備する。また、災害時における避難誘導及び立入禁止等の防護対策活動を実施するための資機材も合わせて整備する。

(4) 原子力事業者による自衛消防体制等の整備

原子力事業者は、消防計画等に基づき、平常時から発電所における火災等に適切に対処するため、消防設備や自衛消防体制を整備する。

また、火災等の発生時における消防機関への迅速な通報のため、消防計画等に基づき、発電所から消防機関への通報設備を整備する。

6 食料・物資の備蓄、調達供給活動

(1) 県、市町村及び事業所は、一定量の食料・物資の備蓄に努める。

また、食料・物資のうち、地震、風水害等のために備蓄している場合と共通するものは、相互に兼ねる。

なお、県は、分散備蓄に努める。

(2) 県、重点区域を含む市町村は、国及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資を確保するため、あらかじめ要請、備蓄、調達及び輸送体制を整備する。

(3) 県及び市町村は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

(4) 国は、大規模な災害が発生し、通信手段の途絶や行政機能の麻痺等により、被災地方公共団体からの要請が滞る場合等に対応するため、発災直後から一定期間は、要請を待たずに避難所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し、被災地へ輸送する仕組みをあらかじめ構築するとされている。

第6節 情報の収集・連絡体制等整備計画

【関係機関】 県（防災局）、国（内閣府、原子力規制庁、文部科学省等）、第九管区海上保安本部、信越総合通信局、市町村、東日本電信電話（株）等電気通信事業者、東京電力ホールディングス（株） 等
--

1 計画の方針

県、国、市町村、原子力事業者及びその他防災関係機関は、緊急時及び発電所周辺で大規模自然災害が発生した場合に原子力防災に関する情報の収集・共有及び連絡を相互にかつ円滑に行うため、必要な体制等を整備する。

2 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 県と関係機関相互の情報収集・連絡体制

県、国及び市町村は、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態が発生した場合に、原子力事業者から、直ちに通報を受けることができる体制を整備する。

なお、県は、原子力災害に対し万全を期すため、国、市町村その他防災関係機関及び原子力事業者

との間において、確実な情報の収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークの強化に努める。

また、被災市町村から県への被災状況の報告ができない場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領をあらかじめ作成するよう努める。

(2) 機動的な情報収集体制

県は、国及び市町村と協力し、ヘリコプター、車両など多様な情報収集手段の活用による機動的な情報収集活動を行うため、必要な体制の整備を図る。

(3) 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

県は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について必要に応じ情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど体制を整備する。

(4) 非常通信体制の整備

県は、非常通信協議会と連絡を密にし、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

(5) 移動通信系の活用・協力体制

県は、携帯電話、衛星電話、漁業無線等の業務用移動通信等による移動通信系の活用体制の整備を図るとともに、県警察、第九管区海上保安本部との協力体制を整える。

(6) 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

県は、原子力災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の参加を求めることができる仕組みの構築に努める。

(7) 原子力事業者の情報の収集及び通報・連絡体制

原子力事業者は、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態が発生した場合に、直ちに、県、国及び市町村に通報する体制を整備する。

なお、緊急事態区分の判断基準の設定は、原子力規制委員会が示すEALの枠組みに基づき原子炉の特性及び立地地域の状況に応じ、原子力事業者が行う。

原子力事業者は、平時から原子力防災に関する情報の収集及び通報・連絡を確実にを行うため、必要な体制の整備を図る。

3 情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

県は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努める。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

県は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積を図る。

また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、国及び市町村とともに情報のデータベース化、オンライン化及びネットワーク化に努め、その共有を図る。

4 通信手段の整備

(1) 専用回線網等の整備

県及び国は、原子力防災センター、重点区域を含む市町村、原子力事業者及び防災関係機関との間の通信体制を充実・強化するため、専用回線及び衛星回線等の整備・維持に努める。

また、県及び国は、県、国、重点区域を含む市町村及び原子力防災センター間を相互に接続するテレビ会議システム等の原子力防災ネットワークシステムを整備・維持するとともに、対象市町村の拡大によるネットワークの拡充に努める。

(2) 通信手段・経路の多様化

ア 県防災行政無線の2重ルート化

県は、県防災行政無線について、地上系と衛星系の2重ルート化を図るとともに、原子力防災への活用と維持・管理を行う。

イ 機動性のある緊急通信手段の確保

県は、機動性のある通信手段を確保するため、移動系無線局及び地域衛星通信ネットワークの可搬型V S A T地球局の原子力防災への活用を図る。

ウ 多様な情報収集・伝達システムの整備

県は、災害情報を迅速に収集するため、映像伝送システム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、U A V（無人航空機）の活用を図る。

エ 災害時優先電話等の活用

県は、東日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。

また、災害用に配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟する。

オ 衛星携帯電話、公衆無線LANサービスの活用

県及び市町村は、通信回線の障害や輻輳に備え、衛星携帯電話の整備や、公衆無線LANサービスの導入により、通信手段の多重化を図る。

(3) 通信手段、発電装置の耐震化及び機能確認

県は、設備の耐震化を図るとともに、商用電源停電時においても通信に支障の無いように、非常用発電装置の起動等機能を確認し、これによる通信手段の機能確認を行う。

また、県は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行う。

(4) 原子力事業者の通報・連絡手段の整備

原子力事業者は、緊急時及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合に県、市町村及び関係機関への通報・連絡を確実にを行うため、機器等の耐震化や多重化を含めた必要な通信手段を整備する。

5 原子力防災対策上必要な資料の整備

県は、国及び市町村と協力して、応急対策の的確な実施及び復旧対策を的確に実施するため、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努め、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要な資料、防護資機材等に関する資料、交通・運送事業者の輸送車両、輸送施設に関する資料、放射性物質の除染に関する資料等を適切に整備し、定期的に更新するとともに、原子力防災センターで確実に管理する。

また、これらの情報の迅速な利活用に資するため、情報の電子化の推進に努める。

(1) 発電所に関する資料

- ・ 原災法第12条第4項に規定する資料

原子力事業者防災業務計画

プラント系統図等施設の構造等を記載した書類

保安規定の写し

施設の配置図

- ・ 発電所周辺地域の安全確保に関する協定書の写し

(2) 社会環境に関する資料

ア 周辺地図、新潟県全図

イ 重点地域の人口、世帯数等に関する資料

- ・ 区域別（方位別・距離別）集落数、世帯数、人口
- ・ 区域別（方位別・距離別）世帯数、人口の集落別内訳
- ・ 区域別（方位別・距離別）園児、児童、生徒学生数
- ・ 区域別（方位別・距離別）要配慮者数
- ・ 区域別（方位別・距離別）季節別観光客入込状況
- ・ 区域別（方位別・距離別）病院、社会福祉施設等の入院・入所者数
- ・ 区域別（方位別・距離別）住民の車両保有状況

ウ 県内の道路、鉄道の状況等交通手段に関する資料

- ・ 県内の道路（一般道路、高速道路、林道、農道）、鉄道、港湾等の状況（道路の幅員、舗装種別、交通状況、施設の付属設備、ふ頭の水深等の情報を含む。）
- ・ 区域別（方位別・距離別）ヘリポート適地

エ 避難・退避に関する資料

- ・ 新潟県原子力災害広域避難計画等
- ・ 重点区域の区域別（方位別・距離別）集合場所、屋内退避場所を使用できる施設状況
- ・ 重点区域の区域別（方位別・距離別）コンクリート建物の設置状況
- ・ 県内（方位別・距離別）避難所及び屋内退避所に適するコンクリート建物に関する資料（位置、収容能力等）

オ 重点区域の要配慮者に関する施設等に関する資料（発電所からの距離、方位等についての情報を含む。）

- ・ 保育施設に関する調
- ・ 教育施設に関する調
- ・ 宿泊に関する調
- ・ 老人福祉施設、介護施設、障害者支援施設等に関する調

カ 原子力災害医療施設に関する資料（原子力災害拠点病院、原子力災害医療協力機関それぞれに関する、位置、収容能力、対応能力、搬送手段等）

- ・ 市町村別診療科目別医療機関の状況
- ・ 一般傷病者の救急搬送に関する救急車両等

キ 原子力防災センター周辺の飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法

(3) 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料

ア 県内の気象関係資料

イ モニタリングポスト配置図、空間放射線量率測定及び環境試料採取の候補地点図

ウ 線量推定計算に関する資料

- ・ 被災地住民登録票
- ・ 浮遊放射性物質の除去効率及びガンマ線による被ばくの低減係数

エ 環境放射線モニタリングに関する資料

- オ 地域の気象（風向・風速・降雨量等）や放射性物質拡散予測に関する資料
- カ 重点区域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料
 - ・ 水道施設（水源・浄水場等）の所在地、給水区域、給水人口
- キ 農林水産物の生産及び出荷状況
 - ・ 主要農林水産物の生産状況
 - ・ 牛乳の生産出荷状況
 - ・ 重点区域別（方位別・距離別）主要農畜産物生産団地の状況
 - ・ 重点区域の漁港地区の漁業種類別・月別漁獲量（属人）
 - ・ 農畜産物・水産物流通図
- (4) 防護資機材等に関する資料
 - ア 放射線防護資機材の整備状況
 - イ 避難用車両等の保有状況（車両数、定員数）
 - ・ 地方公共団体の保有する車両（県地域機関、市町村及び消防本部）
 - ・ 公共的輸送車両の現有状況
 - ・ 民間等一般車両の現有状況
 - ・ 防災関係機関所属船舶
 - ・ 一般船舶の現有状況
 - ・ 福祉車両の現有状況
 - ・ 除雪車両の現有状況
 - ・ 車両施設の所在地、連絡先
 - ウ 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況
 - ・ 緊急時医療設備等の整備状況
 - エ 食料、生活必需品等備蓄物資に関する資料、調達可能物資のリスト
- (5) 交通・運送事業者の輸送車両、輸送施設に関する資料
- (6) 緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料
 - ア 原子力事業者を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料（人員、配置、指揮命令系統、関係者名リストを含む）
 - イ 原子力事業者との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段など）
 - ウ 状況確認及び対策指示のための関係機関の連絡体制表
- (7) 避難に関する資料
 - ア 地区ごとの避難計画
 - イ 避難所運用体制
- (8) その他必要な資料

第7節 原子力防災に関する知識の普及啓発計画

【関係機関】 県（知事政策局、総務部、福祉保健部、◎防災局、病院局、教育委員会）、国（内閣府、原子力規制庁等）、市町村、東京電力ホールディングス(株) 等

1 計画の方針

県及び市町村は、緊急時及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合に備え、住民、在勤者等が適切に行動できるよう、平常時から、国や原子力事業者と協力して災害時にとるべき行動や情報収集

の方法、放射性物質の特性など、原子力防災に関する知識の普及啓発を行う。

2 住民や在勤者等に対する普及啓発項目

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- (2) 発電所の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特殊性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) 原子力災害時に県等が講じる対策の内容に関すること
- (6) 避難経路・避難所及び集合場所・屋内退避所に関すること
- (7) 原子力災害時にとるべき行動、留意事項及び問い合わせ先に関すること

3 教育機関における普及啓発

県教育委員会は市町村教育委員会及び県立学校長に対し、また市町村教育委員会は市町村立小中学校長等に対し、教職員及び児童・生徒が原子力災害に関する基礎的、基本的事項を理解し、災害時において適切な行動ができるように、原子力防災に関する教育の充実に努めるよう指導する。

また、県は、私立学校、私立専修・各種学校及び大学に対しても、原子力防災に関する教育の充実に努めるよう指導・助言する。

4 要配慮者等への配慮

県及び市町村は、防災知識の普及と啓発に際して、地域において十分に要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点に十分配慮するよう努める。

第8節 防災業務関係者等研修計画

【関係機関】 県（◎防災局、福祉保健部、土木部、病院局、教育委員会）、県警察、国（内閣府、原子力規制庁等）、市町村、防災関係機関、東京電力ホールディングス(株) 等
--

1 計画の方針

県は、国、市町村及び防災関係機関等の協力を得て、緊急時及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合に原子力防災対策の円滑な実施を図るため、重点区域等を含む市町村・消防、消防団、自主防災組織のリーダー等に対し、研修を広域的に実施する。

また、県は、国、市町村及び防災関係機関等と協力し、研修成果を訓練等において具体的に確認し、原子力災害対策の特殊性を踏まえ研修内容の充実に努める。

2 研修の実施

(1) 国等が実施する研修

県は、国、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所、公益財団法人原子力安全技術センター、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等の研修課程を有効に活用し、防災業務関係者の研修機会を確保する。

(2) 県が実施する研修

県は、原子力災害時の対応能力の向上を図るため、主に県・市町村職員、教職員を対象に、原子力

防災に関する研修の機会を確保する。

(3) 外部有識者等による研修

県は、原子力防災に知見を有する学識経験者、研究者等を講師に招くなど、外部の人材についても積極的に活用する。

3 研修項目

- (1) 区域・地域ごとの原子力防災体制及び組織に関すること
- (2) 発電所等の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特殊性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) 緊急時モニタリング等の実施方法及び機器に関すること
- (6) 原子力防災対策上の設備、機材及びその機能や重要性、操作に関すること
- (7) 緊急時に県、国及び市町村等が講じる対策の内容に関すること
- (8) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- (9) 原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること
- (10) 緊急時の広報に関すること
- (11) その他必要と認めること

4 原子力事業者の研修計画

原子力事業者は、原子力防災組織の構成員に対し、原子力防災に関する資質の向上を図るための研修を行う。

また、消防計画等に基づき、発電所の従業員等関係者に対する火災予防教育を行うとともに、定期的に消防機関と連携した実践的な消防訓練を実施する。

第9節 原子力防災訓練計画

【関係機関】 県（知事政策局、総務部、環境局、◎防災局、福祉保健部、土木部、交通政策局、病院局）、県警察、国（内閣府、原子力規制庁等）、第九管区海上保安本部、自衛隊、市町村、消防機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他の公共機関、東京電力ホールディングス(株) 等
--

1 計画の方針

県は、国、市町村、その他防災関係機関及び原子力事業者と協力し、原子力防災に関する協力及び防災体制の確立並びに関係職員の防災技術の向上を図り、併せて防災意識の高揚を図るため、次項に掲げる訓練を要素ごと又は各要素を組み合わせた計画を策定し、定期的に訓練を実施する。

訓練の実施にあたっては、実動部隊の相互連携・調整を図り、現場における判断力の向上や、迅速、的確な活動に資する実践的なものとなるよう、あらかじめ訓練目的と達成目標を明確にする。

また、訓練を実施した後、達成目標に対して第三者による評価を行い、改善が必要な範囲を明らかにするとともに、それらを踏まえて防災体制の改善を確実に実施する。

なお、訓練の実施に当たっては、以下のような観点について十分考慮するほか、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練や訓練開始時間を知らせずに行う等の工夫を施し、より実践的なものとなるよう努める。

- (1) 自然条件等
 - ・ 地震や津波などの自然災害に起因する原子力災害や過酷事故
 - ・ 暴風や豪雪などの過酷な気象条件下での事故
- (2) 通信状況
 - ・ 通信障害を想定した情報伝達手段の多ルート化
 - ・ 被災現場から伝送される映像の活用
 - ・ 外部電源供給を絶たれた通信機器への非常用電源による電源供給
 - ・ 通信、交通等の支障がある場合の多様な避難手段や経路の確認
- (3) 避難・屋内退避対応
 - ・ 重点区域からの広域避難
 - ・ 避難準備区域（UPZ）の屋内退避
 - ・ 要配慮者及び保護責任者への対応
 - ・ 住民に対する避難情報の周知
 - ・ 自主防災組織や住民の参加 等

2 訓練項目

- (1) 原子力災害対策本部等の設置運営訓練
- (2) 原子力防災センターへの参集、立ち上げ、運営訓練
- (3) 緊急時通信連絡訓練
- (4) 緊急時モニタリング訓練
- (5) 原子力災害医療訓練
- (6) 周辺住民に対する情報伝達訓練
- (7) 周辺住民、企業、病院等の避難訓練・屋内退避訓練
- (8) 自衛隊災害派遣運用訓練
- (9) 避難所等運営訓練
- (10) 交通対策等措置訓練
- (11) 大規模自然災害等発生時の対応訓練
- (12) その他必要と認める訓練

3 国の総合的な原子力防災訓練への参画

県は、内閣府及び原子力規制委員会が原災法第 13 条に基づき計画する総合的な防災訓練の対象となったときは、原子力災害医療、緊急時モニタリング、住民避難及び住民に対する情報提供等に関して県が行うべき防災対策等、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画する。

4 市町村の原子力防災訓練への協力

県は、市町村が住民に対する情報伝達訓練や住民避難訓練を実施する場合は、市町村の求めに応じ協力する。

5 原子力事業者が実施する訓練

原子力事業者は、複合災害や夜間の事故発生を想定した訓練等、実効性の高い防災訓練を計画・実施

することとされている。

第10節 緊急時モニタリング体制整備計画

【関係機関】 県（環境局、◎防災局、福祉保健部、農林水産部）、国（内閣府、原子力規制庁等）、第九管区海上保安本部、自衛隊、市町村、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所、東京電力ホールディングス(株) 等

1 計画の方針

県は、原子力災害により発電所から放出された放射性物質又は放射線による周辺環境への影響の評価に資する観点から、平常時から環境放射線モニタリングを適切に実施するとともに、緊急時モニタリングの測定の結果を防護措置の実施の判断等に活用できるように、緊急時モニタリング体制の整備及び適切な精度の測定能力の維持に努める。

なお、県は、原子力規制庁が設置する緊急時モニタリングセンターに参画し、国、市町村、関係道府県、原子力事業者等が連携して緊急時モニタリングを実施する。

2 緊急時モニタリング体制等の整備

(1) 環境放射線モニタリング結果の公表

県は、平常時の県内全域における環境放射線モニタリング及び緊急時モニタリングの測定結果をホームページ等で速やかに公表するためのシステムを整備・維持する。

(2) 緊急時モニタリング計画の作成

県は、原災指針等に基づき、国、関係地方公共団体、原子力事業者及び指定公共機関等の協力を得て、「新潟県緊急時モニタリング計画」を作成する。

(3) モニタリング設備・機器等の整備・維持

県は、平常時又は原子力災害発生時に、発電所からの放射性物質の放出又は放射線による周辺環境への影響を評価するため、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型モニタリング用設備及び機器、環境試料分析装置、並びに携帯電話等の連絡手段等を整備・維持する。

(4) モニタリング要員の確保

県は、原子力規制庁による緊急時モニタリングセンターの体制整備と、動員計画の作成に協力し、必要な要員をあらかじめ定める。

(5) 緊急時モニタリングの体制及び役割

県は、原子力規制庁が設置する緊急時モニタリングセンターに参画し、その指揮の下で関係機関と連携して緊急時モニタリングを実施する。

緊急時モニタリングセンター長は国の職員が担当し、センター長が不在の際には、上席放射線防災専門官（柏崎刈羽担当）、新潟県放射線監視センター所長の順でセンター長代理の職務にあたる。

また、県は、放射能測定を行う民間事業者との協定締結など、緊急時モニタリングへの応援体制の整備を進める。

(6) 訓練等を通じた関係機関との連携の強化

県は、平常時から、定期的な連絡会、訓練及び研修を通じて関係機関との意思疎通を深め、緊急時モニタリングに必要な知識、測定技術及び機器操作の習熟・向上に努める。

(7) 原子力事業者の体制の整備

原子力事業者は、緊急時モニタリングセンターの活動が円滑に行われるよう要員の派遣や緊急時モ

モニタリングに必要な設備、機器等の貸与等に必要な体制を整備する。

また、原子力事業者は、発電所敷地境界に設置するモニタリングポスト等のほか、排気筒モニタ、海水モニタ、気象データ、ガンマ線・中性子線用可搬型測定機器、空間放射線積算線量計、ダストサンプラ、ヨウ素サンプラ等必要なモニタリング設備・機器等を整備・維持するとともに県に対し、平常時から観測しているモニタリングポスト、排気筒モニタ、海水モニタ及び気象データを提供する。

第11節 原子力災害医療体制整備計画

【関係機関】 県（防災局、◎福祉保健部）、航空自衛隊、市町村、消防機関、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所、原子力災害拠点病院、原子力災害医療協力機関、東京電力ホールディングス(株) 等
--

1 計画の方針

県及び原子力事業者は、緊急時に備え、必要な原子力災害に係る原子力災害医療体制及び資機材等を整備する。

2 医療活動用資機材及び原子力災害医療活動体制等の整備

(1) 県は、国、医療機関、防災関係機関と連携し、原子力災害医療を実施するため、広域的な原子力災害医療体制を構築するとともに、原子力災害医療活動に従事する要員を確保するために必要な研修及び訓練を実施する。

(2) 県は、国、医療機関、防災関係機関の協力のもと、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、その他の内部被ばく低減に有効な薬剤、応急用救護用資機材、医療資機材等必要な資機材や要員を整備・維持する。

(3) 県は、安定ヨウ素剤について、住民避難が広域に分散し、多数の避難所が開設されるような事態も想定して、緊急時に迅速かつ適切に配布されるよう、県内各地の地域拠点への広域配備や分散備蓄の体制を整備する。

なお、緊急時に迅速かつ確実に服用できるよう、即時避難区域（PAZ）においては、原災指針に基づき、住民に対して配布する。

(4) 市町村は、県の協力によって原子力災害医療に関わる要員等の確保に努め、県は原子力災害医療に関わる要員に対して必要な研修及び訓練を行う。

(5) 県は、市町村と協力し、必要な資機材の保管場所とともに、使用する場合の連絡体制及び配置方法をあらかじめ定める。

なお、市町村は、県と協力し、当該保管場所が避難対象地域に含まれることとなった場合の搬出場所及び配置方法をあらかじめ定める。

(6) 県は、原子力災害医療体制についての資料を収集、整理する。

(7) 県は、国、医療機関、防災関係機関と協力し、原子力災害医療活動を充実強化するため、放射線障害に対応する医療機関の整備を進めるとともに、陸路及び空路による原子力災害医療派遣・搬送体制を整備・維持する。

また、原子力災害医療を行う専門医療機関は、放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備及び組織体制を整備する。

(8) 県は、関係機関等と調整の上、原子力災害医療の中核的機能を担うための拠点となる原子力災害拠点病院を指定し、原子力災害対策に協力できる原子力災害医療協力機関を登録するなど、地域の原子

力災害医療体制の整備に努める。

(9) 県は、国、医療機関、関係機関等と連携し、住民等が避難区域等から避難する際に、住民等に対するスクリーニング及び除染を実施する体制を整備する。

(10) 県は、避難所等に救護所を設置し、被ばく等のない一般傷病者の医療救護を実施する体制を整備するとともに、救護所間等の情報連絡体制について必要な体制を整備する。

なお、市町村は、救護所の運営の支援体制を整備する。

(11) 県は、国及び市町村とともに、救護所等において心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備する。

3 安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備

県は、市町村、医療機関等と連携して、原子力災害発生時において、速やかに安定ヨウ素剤を服用できるよう、原災指針を参考に、重点区域の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制及び緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備するとともに、重点区域外の住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配備体制を整備する。

4 原子力事業者における体制の整備

(1) 原子力事業者は、発電所内での指揮命令、通報連絡及び情報伝達に係る体制を整備するとともに、県、市町村、医療機関及び搬送機関等との通報連絡、放射性物質による汚染や被ばくを伴う傷病者等（それらの疑いのある者を含む。以下「被ばく傷病者等」という。）の搬送及び受入れについて必要な体制を整備する。

(2) 原子力事業者は、被ばく傷病者等の応急処置及び除染を行う設備等を整備し、維持・管理し、被ばく医療を行える体制を整備する。

第12節 避難・退避実施体制整備計画

【関係機関】 県（総務部、◎防災局、福祉保健部、教育委員会）、県警察、国（内閣府、原子力規制庁等）、第九管区海上保安本部、自衛隊、市町村、消防機関、交通・鉄道事業者、医療・福祉関係団体、東京電力ホールディングス(株) 等
--

1 計画の方針

県は、市町村と協力し、即時避難区域（PAZ）など緊急性の高い区域から段階的に迅速・円滑な避難ができるよう避難・退避実施体制の整備を図る。

県、国、市町村及び防災関係機関は、円滑に避難等の対応を実施することができるよう、的確に情報を共有できる体制を整備する。

2 屋内退避・避難計画の作成支援

(1) 県は、国及び原子力事業者の協力のもと、広域自治体として、避難、屋内退避に係る基本的な考え方を示した広域避難計画等を策定するとともに、市町村の屋内退避・避難計画の作成を支援する。

なお、避難計画の作成にあたっては、主に次の項目を含むものとする。

ア 避難の経路、避難手段その他避難の方法に関する事項

イ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項

ウ 避難の実施に関し必要な事項

- (2) 市町村は、一定規模のコンクリート建物等の施設の現況把握に努めるとともに、県及び防災関係機関と協力し、あらかじめ屋内退避先への住民の誘導体制を具体的に定める。

3 避難所等の整備及び確保への協力

(1) 避難経由所・避難所の整備及び確保への協力

ア 市町村は、あらかじめ施設管理者の同意を得て避難所として指定した施設について、必要に応じ、原子力災害に備えた機能や、衛生管理等避難・退避生活に係る環境を良好に保つための設備の整備に努めるとともに、その耐震化を図る。

併せて、男女双方及び性的少数者の視点や、要配慮者のニーズについても十分に配慮する。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

イ 県は、ホテルや旅館等の避難所としての活用について、業界団体に対し、協力依頼を行う。

ウ 県は、新型コロナウイルス感染症等の自宅療養者等の避難について、平常時から市町村と必要な情報共有及び災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）を調整し、連携して対応するとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

エ 市町村は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。

また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

オ 県は、原子力災害時の避難経由所、避難所に県立学校等、県の施設を提供し、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等に努める。

カ 県は、所管する公園の整備等に当たり、避難経由所、避難所として活用できるよう配慮する。

(2) 放射線防護機能を有する施設等の整備

県は、国及び市町村と協力し、即時避難が容易でなく、一定期間とどまらざるを得ないことを想定し、放射線防護機能を有する施設等の整備に努める。

(3) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

県は、国及び市町村と協力し、住民の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の確保を図る。

4 要配慮者の避難・屋内退避体制の整備

(1) 重点区域を含む市町村は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用には支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

(2) 重点区域を含む市町村は、避難行動要支援者名簿を作成している者について、個別避難計画を作成するよう努める。

在宅の要配慮者の避難・屋内退避が、近隣住民、自主防災組織、消防団等の呼びかけや介助の下で円滑に実施できるよう、あらかじめ避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づいて避難支援体制を整備する。

- (3) 県及び市町村は、重点区域内の病院、社会福祉施設等の管理者等に対し、要配慮者の避難誘導方法、近隣住民の協力体制、保護者への安否の連絡等に配慮した避難計画を策定するよう要請する。

また、県及び市町村は、放射線量監視地域（UPZ外）内の病院、社会福祉施設等の管理者が、地域の実情等に応じて、要配慮者の避難誘導方法、近隣住民の協力体制、保護者への安否の連絡等に配慮した避難計画を策定できるよう支援に努める。

なお、県は、市町村、医療機関及び施設管理者の協力により、入院又は入所の要配慮者の受入等、病院や福祉施設相互の協力体制を整備する。

- (4) 県は、避難所・屋内退避所における要配慮者の健康状態の把握及びケアが適切に行われるよう、市町村、防災関係機関及び福祉関係団体等と協力し、福祉避難所の確保を含め、あらかじめ体制を整備する。
- (5) 消防機関、自衛隊等の防災関係機関は、要配慮者の避難・屋内退避が困難な場合に備え、あらかじめ支援体制を整備する。
- (6) 重点区域内の病院、社会福祉施設等の管理者は、入院又は入所する要配慮者の避難・屋内退避について避難計画を策定するよう努める。
- (7) 県は、原子力災害時における要配慮者への情報伝達、避難誘導に関し、近隣住民の果たす役割が特に大きいと見られるため、市町村、民生委員、地域の自主防災組織及び自治会と協力し、要配慮者と近隣住民の共助意識の向上に努める。

5 住民の避難状況等の確認体制の整備

市町村は、避難・退避のための立ち退きの指示等を行った場合において、住民の避難・退避状況を的確に把握するため、警察、消防等防災関係機関とあらかじめ必要な体制の整備に努める。

6 避難・屋内退避の住民等への事前周知

- (1) 県及び市町村は、原子力災害発生後の経過に応じて、住民、在勤・在学者、観光客、地域外からの応急対応応援者及び仕事等での一時滞在者等（以下「一時滞在者等」という。）へ提供すべき情報の種別、周知方法及び問い合わせ先について、あらかじめ整理・準備する。
- (2) 県は、市町村に対し、即時避難区域（PAZ）、避難準備区域（UPZ）及び放射線量監視地域（UPZ外）の各区域に応じて、避難やスクリーニング、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言する。
- (3) 受入可能市町村は、避難者を受け入れる際の自市町村の住民等への広報内容について、あらかじめ整理する。

7 学校等における体制の整備

- (1) 県及び市町村は、学校等の管理者に対し、原子力災害が発生したことを想定し、学校等の職員の緊急連絡体制及び初動体制を整備するよう指導、助言に努める。

また、県及び市町村は、原子力災害発生時に園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）

が適切に行動できるよう、学校等の管理者に対し、必要に応じ避難行動についての計画等を具体的に定めるとともに生徒等の避難を組み入れた訓練を実施するよう要請する。

(2) 学校等の管理者は、必要に応じ職員の緊急連絡体制及び初動体制を整備するとともに、県及び市町村と協力し、避難の行動計画等の策定、避難訓練の実施に努める。

(3) 県及び市町村は、学校等の管理者に対し、必要に応じて、消防、県警察、近隣施設、地域住民、民間ボランティアと協力し、平素から原子力災害時における協力体制を整備するよう、指導、助言に努める。

また、県及び市町村は、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルール等をあらかじめ定めるよう促す。

8 不特定多数の者が利用する施設等における体制の整備

地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県、市町村と連携し、区域及び地域の実情に応じ、避難計画の作成及び訓練の実施に努める。

なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

第13節 広域避難体制整備計画

【関係機関】 県（防災局、福祉保健部、土木部、◎交通政策局）、県警察、国（内閣府、原子力規制庁等）、北陸信越運輸局、第九管区海上保安本部、自衛隊、東京航空局新潟空港事務所、市町村、交通・鉄道・運送事業者 等

1 計画の方針

県は、国、県警察と協力し、広域的な避難が必要となった場合に備え、円滑な避難を実施できる体制を整備する。

2 避難所の確保・調整

(1) 県は、市町村の区域を越えて避難が必要となる場合に備え、県内市町村と協議し、受入可能市町村が、重点区域を含む市町村ごとに複数となるよう調整するとともに、避難施設の選定を行う。

なお、県は、複合災害での被害が甚大で県内市町村での避難者の受入れが困難と見込まれる場合を想定し、国の協力のもと、避難の受入れに関する事項について、近隣県と調整のうえ、避難施設を選定する。

(2) 受入可能市町村は、重点区域を含む市町村と協力し、長期避難となった場合の情報伝達方法、問い合わせ窓口の設置、生活環境設備の整備等について、あらかじめ計画を定める。

なお、受入可能市町村は、重点区域を含む市町村と協議し、避難者が円滑に生活できるよう配慮するとともに、地域コミュニティ単位を考慮して避難所を割り当てる。

県は、受入可能市町村が定める計画の策定に対し支援する。

(3) 市町村は、屋内退避が必要となる場合に備え、退避所となるコンクリート建物や自宅等をあらかじめ決める。

(4) 重点区域を含む市町村は、市町村庁舎が避難対象地域に含まれることとなる場合に備え、受入可能市町村と調整し、行政拠点の移転場所の候補地をあらかじめ選定する。

また、県は、行政拠点の移転場所の選定に当たり、協力を行う。

(5) 重点区域を含む市町村は、避難先において、応急対策の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、

あらかじめ業務継続計画（BCP）を策定するなどし、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に配備するための事前の準備体制を整備する。

3 避難体制の整備

(1) 県は、県警察及び防災関係機関と協力し、重点区域を含む市町村に対し、あらかじめ住民が円滑に避難できる方法、避難経路及び避難先への誘導體制等、複数のパターンの行動計画の作成について支援する。

(2) 重点区域を含む市町村は、住民避難に当たり、自家用車の利用も考慮しながら、バス、鉄道、船舶等の避難手段の確保策を含めて避難体制を整備する。

県は、公益社団法人新潟県バス協会、東日本旅客鉄道株式会社、海上運送事業者等（以下「交通・鉄道・運送事業者」という。）の協力を得て、重点区域を含む市町村に対し、避難手段の確保について、必要な協力や調整を行う。

また、交通・鉄道・運送事業者は、円滑に避難手段を提供できるよう具体的な計画を定める。

(3) 県は、北陸地方整備局、東日本高速道路株式会社等道路管理者から情報提供を受け、適切な避難経路の把握に努め、情報提供元の関係機関と協力して、その情報を市町村に伝達する。

第14節 飲食物の出荷制限、摂取制限体制等

【関係機関】 県（◎防災局、福祉保健部、農林水産部）、県警察、国（内閣府、原子力規制庁等）、北陸農政局、自衛隊、市町村、指定地方公共機関、指定地方行政機関 等

1 計画の方針

県は、国及び関係機関と協議し、緊急時に備え、飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制を整備する。

第15節 緊急輸送活動体制等整備計画

【関係機関】 県（防災局、福祉保健部、土木部、◎交通政策局）、県警察、国（内閣府、原子力規制庁等）、北陸信越運輸局、第九管区海上保安本部、自衛隊、東京航空局新潟空港事務所、市町村、交通・鉄道・運送事業者 等

1 計画の方針

県は、緊急時に備え、必要な判断や助言を行う専門家等の移送や円滑な緊急物資の輸送に係る交通管理体制等を整備する。

2 専門家の移送等の体制整備

県は、国及び関係機関と協議し、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の移送や、緊急物資の輸送への協力方法、手段、拠点等（緊急物資の輸送拠点・集積拠点、最寄の空港、ヘリポートの場所等）についてあらかじめ定める。

3 交通管理体制等の整備

(1) 県は、道路管理者から情報提供を受け、輸送経路を適切に把握し、緊急時の道路交通管理体制の整備に努める。

- (2) 県警察は、道路管理者及び関係機関と協力し、状況に即した適切な交通規制や誘導を実施できる体制を整備する。
- (3) 県警察は、緊急時において交通規制が実施された場合の運転者の義務等について周知を図る。
- (4) 県警察は、広域的な交通管理体制の整備に努める。
- (5) 県は、国及び市町村の道路管理者と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う道路機能を確保するため、緊急輸送路、被害状況の把握装置及び道路情報板などの整備を行い、道路管理体制の充実に努める。
- (6) 県は、国及び市町村の道路管理者と協力し、積雪期や大規模自然災害時における緊急輸送活動を円滑に行うため、道路除排雪体制の強化や道路施設の耐震性の確保及び克雪施設の整備に努めるほか、必要な資機材の備蓄など緊急輸送活動体制の整備に努める。
- (7) 県及び国は、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進する。
- (8) 市町村は、保有する車両の数量等に基づき、緊急時の配車や要員の配置についてあらかじめ定めておくよう努める。
- (9) 交通・鉄道・運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、保有する車両の数量等に基づき、緊急時の配車や要員の配置についてあらかじめ定めるよう努める。
- (10) 県は、輸送協定を締結した民間事業者に対し、緊急通行車両標章が円滑に交付される事前届出の周知を図る。
- (11) 県は、広域にわたる物資輸送等に係る体制整備に当たって、輸送経路、手段等に関し、近隣県との間で情報共有を図る。

第16節 住民等への的確な情報伝達体制整備計画

【関係機関】 県（◎知事政策局、◎防災局、福祉保健部、土木部、交通政策局）、県警察、国（内閣府、原子力規制庁等）、北陸信越運輸局、第九管区海上保安本部、自衛隊、東京航空局新潟空港事務所、市町村、交通・鉄道・運送事業者 等

1 計画の方針

県及び市町村は、国及び防災関係機関と協力し、情報収集事態等が発生した場合において、県内外の住民等に対して、被災者の危険回避のための情報を含め災害対応の局面や場所に応じた情報をわかりやすく迅速に伝達するため、情報伝達の際の役割等の明確化に努め、事故の状況、重点区域を含む市町村での対応等について、周知徹底するとともに必要な情報伝達体制及び設備を整備する。

2 情報伝達体制及び設備の整備

- (1) 県及び市町村は、国、防災関係機関及び自主防災組織等と協力し、総合防災情報システム、防災行政無線（戸別受信機を含む）、広報車両等の広報施設及び機器等の整備やコミュニティ放送、ソーシャルメディア等の活用による情報の伝達手段の多重化・多様化を図るとともに、伝達方法、提供すべき情報の内容及び住民からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめ定める等必要な体制を整備する。

また、市町村は、民生委員や社会福祉施設、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、要配慮者に対する伝達に配慮する。

- (2) 県及び市町村は、国、防災関係機関及び自主防災組織等と協力し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝

達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より要配慮者及び一時滞在者等、通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対する情報伝達体制を整備する。

(3) 県は、国と協力し、県内外の住民等に対する情報伝達体制を整備する。

(4) 県及び市町村は、株式会社NTTドコモ他電気通信事業者と協力し、災害・避難情報を回線混雑の影響を受けずに一斉同報配信できる緊急速報メールの活用を促進する。

3 地域コミュニティによる共助意識の醸成

県は、原子力災害時における情報伝達及び避難誘導に関し、地域コミュニティの果たす役割に鑑み、市町村、民生委員・児童委員、地域の自主防災組織及び自治会と協力し、地域における共助意識の醸成に努める。

第17節 発電所等上空の飛行規制

【関係機関】 県（◎防災局）、国（内閣府、原子力規制庁等）、自衛隊、東京航空局新潟空港事務所 等

1 飛行規制の要請

新潟空港事務所長は、航空機に対し、発電所施設付近の上空の飛行は、できる限り避けるか、又は安全高度を確保するよう規制措置を行う。

原子力関係施設上空の飛行規制について

(昭和44年7月5日付け空航第263号、運輸省航空局長から東京航空局長あて)

標記について、航空機による原子力関係施設に対する災害を防止するため、下記のとおり措置することとしたので、通知する。

記

- 1 施設付近の上空の飛行は、できる限り避けさせること。
- 2 施設付近の上空に係る航空法第81条ただし書の許可は行わないこと。

航空法（抄）

(飛行の禁止区域)

第八十条 航空機は、国土交通省令で定める航空機の飛行に関し危険を生ずるおそれがある区域の上空を飛行してはならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

(最低安全高度)

第八十一条 航空機は、離陸又は着陸を行う場合を除いて、地上又は水上の人又は物件の安全及び航空機の安全を考慮して国土交通省令で定める高度以下の高度で飛行してはならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

2 航空交通管制機関との連絡調整

県は、原子力災害時に空中における放射性物質の拡散状況に留意しつつ、自衛隊、県消防防災ヘリコプター等による迅速かつ的確な応急対応が図れるよう、原子力災害時の航空交通管制について、平常時より新潟空港事務所等と密接に連絡調整を図る。

第18節 複合災害時対応体制整備計画

【関係機関】 県（◎防災局、福祉保健部）、県警察、国（内閣府、原子力規制庁等）、市町村 等

1 計画の方針

原子力災害と発電所周辺での大規模自然災害等が同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化（以下「複合災害」という。）することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象に備えて、必要な体制を整備する。

なお、発電所周辺外での大規模自然災害等と原子力災害が複合的に発生した場合の体制の整備は、本節に準じるものとする。

2 災害応急体制の整備

- (1) 県は、複合災害時においても、必要な職員を原子力防災センターへ確実に派遣するため、派遣経路及び手段を複数整備する。
- (2) 県及び市町村は、大規模自然災害等への対応により要員及び資機材が不足する場合に備え、広域的応援体制を整備する。
- (3) 県は、国と協力し、災害応急対応の長期化に備え、原子力防災センターの機能強化を図る。
- (4) 県は、応急対策に必要な資機材について、複合災害時にも確実に搬送できるよう、搬送経路及び搬送手段について体制を整備するとともに広域的な分散配備に努める。

3 情報の収集・連絡体制等の整備

県は、複合災害時においても、国、市町村、その他防災関係機関及び原子力事業者との間で確実に情報の収集及び連絡を行うため、必要な情報収集・連絡体制及び通信手段を整備する。

4 原子力防災に関する知識の普及啓発

県は、市町村と協力し、複合災害時に住民が取るべき行動について、普及啓発活動を行う。

5 研修及び訓練の実施

県は、本章第8節に定める研修及び第9節に定める訓練を実施するにあたっては、複合災害時の対応についても考慮する。

6 緊急時モニタリング体制の整備

県は、大規模自然災害等による道路等の被災、モニタリング設備・機器等の被災及びモニタリング要員の不足等に備えて、代替手段や活動等の体制を原子力規制庁の動員計画を踏まえて整備する。

7 原子力災害医療体制の整備

- (1) 県は、大規模自然災害等への対応による医師及び機器等の不足に備えて、広域的応援体制の整備や、道路や搬送手段の被災に備えた搬送体制を整備する。
- (2) 県は、複合災害時の救護所運営について、大規模自然災害等への対応と混乱が生じないよう、あらかじめ体制を整備する。

8 屋内退避・避難実施体制の整備

(1) 屋内退避・避難誘導計画の整備

市町村は、屋内退避・避難誘導計画の作成にあたり、大規模自然災害等による道路等の被災状況や放射性物質放出までの時間等を考慮し、複合災害時でも適切に避難誘導が行えるよう留意する。

また、県は市町村が作成するにあたり、これを支援する。

(2) 避難所等の設置運営

ア 県は、市町村と協力し、複合災害時の避難所等の設置運営方法について、情報の提供方法を含めた住民への応急対策が的確に行われるよう体制を整備する。

イ 県は、広域的な避難に備え、避難市町村以外の市町村に対し、避難所及び避難経由所の設置運営方法等について、あらかじめ調整を図るなど、避難の受入が円滑に行われるよう体制を整備する。

9 緊急輸送活動体制の整備

県は、輸送路及び輸送手段の被災に備え、海上輸送やヘリ輸送による避難措置がとれるよう、防災関係機関と必要な体制を整備する。

10 住民等への的確な情報伝達体制の整備

県及び市町村は、国、防災関係機関及び自主防災組織等と協力し、複合災害時においても、県内外の住民等に対して正確な情報を迅速に伝達するため、必要な体制及び設備を整備する。

第3章 緊急事態応急対策

第1節 原子力災害対策本部等の組織・運営

【関係機関】 県（統括調整部）、県警察、国（原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、原子力災害対策本部）、市町村、第九管区海上保安本部、新潟地方気象台ほか指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関 等

1 方針

県は、緊急時には、災害対策基本法に基づく原子力災害対策本部又は新潟県危機管理対応方針に基づく原子力災害警戒本部を設置する。

また、原子力災害警戒本部の設置に至らないような事故及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合でも、事故に対する住民の不安や動揺等の緩和を図るため、東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書（以下「安全協定」という。）及び新潟県危機管理対応方針に基づき適切に対応する。

2 原子力災害対策本部等の設置基準

知事は、発電所にかかる防災対策の迅速かつ的確な実施のため、次の設置基準により応急活動体制をとるものとする。

態勢	活動体制	設置基準	緊急事態区分
第1次 配備	原子力災害警戒本部	○ 柏崎市又は刈羽村で、震度5弱以上を観測する地震が発生したとき ○ その他発電所の運転に影響を及ぼすおそれがある情報が通報されたとき	情報収集事態
		○ 柏崎市又は刈羽村で、震度6弱以上を観測する地震が発生したとき ○ 柏崎市又は刈羽村の沿岸を含む津波予報区で、大津波警報が発表されたとき ○ 発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、空間放射線量率が1マイクロシーベルト/時を超える数値を検出したとき ○ 安全協定に基づく異常時の連絡等により、警戒事態に該当する重要な故障が認められるとき ○ その他知事が必要と認めたとき	警戒事態
第2次 配備	原子力災害対策本部	○ 発電所の事故により原災法第10条に基づく通報があったとき	施設敷地緊急事態
		○ 原災法第15条に定める原子力緊急事態宣言発令の基準に達したとき ○ その他知事が必要と認めたとき	全面緊急事態

3 原子力災害警戒本部の設置

(1) 原子力災害警戒本部設置基準

知事は、第1次配備態勢の設置基準に該当したときは、原子力災害対策本部の設置準備のため、原子力災害警戒本部を設置する。

(2) 本部（本部室）の設置場所

本部は、原子力安全対策課執務室内に設置する。

(3) 組織

ア 本部長：危機管理監又は防災局長

イ 副本部長：防災局長等

ウ 本部員：防災局課長等

(4) 所管事務

ア 発電所の事故に関する情報の収集並びに関係部局、市町村及び防災関係機関への情報提供

イ 応急対策の検討、調整及び実施

ウ 関係機関との連絡調整

エ 報道機関への情報提供

オ 住民等への広報

カ 原子力災害対策本部の立ち上げ準備

キ その他必要な事務

(5) 本部会議

指示の徹底及び各部局の情報交換と対応の調整等のため、必要に応じて本部会議を開催する。

ア 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、本部長が主宰する。

イ 本部長は、必要に応じて、県警察、新潟地方気象台、第九管区海上保安本部等の防災関係機関の職員に対し本部会議への出席を依頼するものとする。

(6) 廃止

次の場合は原子力災害警戒本部を廃止する。

ア 災害対策基本法に基づく原子力災害対策本部が設置された場合

イ 被害が軽微又は発電所の事故が収束し、災害応急対策の必要がないことを確認した場合

ウ その他必要がなくなったと本部長が判断した場合

4 原子力災害対策本部の設置

(1) 設置基準

ア 知事は、第2次配備態勢の設置基準に該当したときは、速やかに職員を非常招集し、知事を本部長とする原子力災害対策本部を設置する。

イ 本部長は、情報の収集・連絡体制の確立のため、原災法第10条に基づく原子力事業者からの事象等の発生通報後速やかに国、市町村、原子力事業者及び防災関係機関と連絡を密にし、事故の状況の把握に努める。

ウ 知事は、概ね次の基準により原子力災害対策本部を廃止する。

(ア) 原子力緊急事態解除宣言がなされた場合

(イ) 本部長が、発電所の事故が収束し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと判断した場合

(2) 本部（本部室）の設置場所

本部は、危機管理センターに設置する。

(3) 体制の規模

原子力災害対策本部の組織は、別表のとおりとし、構成及び事務分掌は、「資料編」災害対策「1 (2) 原子力災害対策本部の組織、分掌事務及び既存部課との関係一覧」のとおりとする。

(4) 本部設置の周知

本部を設置しようとするとき又は本部が設置された場合の庁内各部局及び地域振興局等への周知は、庁内放送又はメール等により行う。

(5) 本部の組織、運営等

ア 本部長（知事）

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

イ 副本部長（副知事）

(7) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

(4) 本部長の職務を代理する副本部長の順序は、「知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則」で定める順位による。

（第1順位：第1副知事、第2順位：第2副知事）

ウ 本部員

(7) 本部員は、本部長の命を受け、原則として本部（本部室）において、県本部の事務に従事する。

(4) 本部員の構成は次のとおりとする。

統括調整部長（危機管理監）、保健医療教育部長、被災者対策部長、食料物資部長、生活基盤対策部長、生活再建支援部長、治安対策部長（警察本部長）及びその他必要に応じその都度本部長が指名又は委嘱する県の職員

エ 原子力災害対策本部要員

(7) 原子力災害対策本部の要員については、あらかじめ知事が指定する。

(4) 原子力災害対策本部職員は、自らが所属する部（班）の業務を平素から理解するとともに、原則として、訓練や研修等に参加しなければならない。

オ 統括調整部

本部の活動を掌理するとともに、各部、防災関係機関等との連絡・調整を円滑に行い、災害対策活動を強力に推進するため、本部に統括調整部を置く。

(7) 部長及び副部長

a 部長は、危機管理監をもって充てる。

b 副部長は、防災局長及びあらかじめ指定された者をもって充てる。

c 部長は、統括調整部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

d 部長に事故あるときは、副部長がその職務を代理し、その順序は、第1順位を防災局長とする。

(4) 統括調整部の組織

a 統括調整部に、統括調整グループ及び広域応援・受援調整グループを置く。

b 統括調整グループにグループリーダー、サブリーダー（調整担当）及びサブリーダー（情報分析担当）を置く。

c 広域応援・受援調整グループにグループリーダーを置く。

- d 統括調整グループ及び広域応援・受援調整グループのグループリーダーは、統括調整部長の命を受け、各グループの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- e 統括調整部に、情報収集班、ライフライン・交通情報班、救援救助班、航空運用調整班、総務局、広報局、渉外局、原子力対策班及び環境調査本部を置く。
- f それぞれの局（班、本部）に局（班、本部）長及び副局（班、本部）長を置く。
- g 局（班、本部）長は、統括調整部長の命を受け、それぞれの局（班、本部）の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- h 局（班、本部）長に事故あるときは、副局（班、本部）長がその職務を代理する。
- i 各局（班、本部）の局（班、本部）長、副局（班、本部）長及び局（班、本部）員は知事があらかじめ指名する。

(ウ) 統括調整会議の開催

- a 統括調整部長は、必要に応じ統括調整会議を招集する。
- b 統括調整会議は、統括調整部長、統括調整部副部長、統括調整部各局（班、本部）長及び統括調整部長が指定する部の統括調整員をもって構成する。

カ 応急対策各部

災害応急対策の全庁的な推進を図るため、本部に応急対策業務を担当する部を置く。

(ア) 部長及び副部長

- a 部長及び副部長は、あらかじめ知事が指名する。
- b 部長は、本部長の命を受け部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- c 部長に事故あるときは、副部長がその職務を代理する。

(イ) 各部の組織等

- a 部に班を置き、班長、副班長及び班員で組織する。
- b 各班の班長、副班長及び班員は知事があらかじめ指名する。
- c 各班の体制は、災害状況の推移に応じて整える。

キ 本部会議の開催

(ア) 本部長は、災害対策に関する重要事項の協議を行うため、必要に応じ本部会議を招集する。

(イ) 本部会議の構成は、本部長、副本部長、統括調整部長及び本部長がその都度指示する本部員とする。ただし、本部設置直後の本部会議は、全本部員を原則とする。

(ウ) 協議事項等は、次のとおりとする。

- a 市町村の災害状況及び災害応急対策の実施状況に関する事項
- b 本部の災害応急対策等の実施に関する基本的事項及び災害対策実施に関する重要な事項
- c 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事項
- d 公用令書による公用負担に関する事項
- e その他災害対策上重要な事項

ク 防災関係機関の合同会議

本部長は、災害応急対策を実施するに当たり、他の防災関係機関との調整及び情報共有を図るため、必要に応じ県及び他の防災関係機関による合同会議を開催することができる。

5 原子力災害現地対策本部

本部長は、原子力災害対策本部の設置と同時に、本部の事務の一部を行うため、原子力災害現地対策

本部（以下「現地本部」という。）を置く。

(1) 現地本部の場所

現地本部は、原子力防災センターに設置する。

(2) 組織

ア 現地本部に現地本部長、現地副本部長及び現地本部員を置く。

イ 現地本部長は、本部の副本部長（副知事）又は本部員のうちから本部長が指名する。

ウ 現地本部長は、本部長の命を受け現地本部の事務を掌理し、現地本部員を指揮監督する。

エ 現地副本部長は県現地本部長を補佐し、県現地本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(3) 現地本部の設置期間

現地本部は、現地での主要な災害応急対策が概ね終了するまでの間又は現地本部設置の必要性がなくなったと認められるまでの間とする。

6 職員の派遣等

(1) 現地事故対策連絡会議への出席等

県は、原子力防災センター等で現地事故対策連絡会議が開催されるときは、あらかじめ定められた者をこれに出席させ、県が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該者を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行う。

(2) 原子力災害合同対策協議会への出席等

県は、原子力緊急事態宣言が発出され、原子力防災センター等において原子力災害合同対策協議会が設置されることとなった場合は、あらかじめ定められた者をこれに出席させ、緊急事態応急対策の実施方法、原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法等について協議する。

また、県は、あらかじめ定められた職員を原子力防災センター等に派遣し、初動の緊急避難に係る周辺区域での活動体制を確立するとともに、原子力発電所の状況の把握、モニタリング情報の把握、住民等の避難・屋内退避状況の把握、医療関係情報の把握等の活動に従事させる。

(3) 市町村災害対策本部

県は、必要と認めるとき又は市町村から応援要請があったときは、原子力災害対策本部員を市町村災害対策本部へ派遣する。

7 国の職員及び専門家等の派遣要請

(1) 県は、原子力災害対策本部を設置した場合、必要に応じ、原子力規制庁等に対して、専門的知識を有する職員の派遣を要請する。

(2) 知事は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、原災法第28条第3項の規定により、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めるものとする。

また、知事は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、同法第28条第6項の規定により、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

(3) 知事は、緊急事態応急対策のため必要と認めるときは、原子力事業者に対し、原子力災害対策本部への職員の派遣を要請する。

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

【関係機関】 県（統括調整部）、県警察、国（原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、原子力災害対策本部）、自衛隊、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関 等

1 方針

県、市町村及び防災関係機関は、緊急時及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合において、防災関係機関が応急対策活動を実施するため、迅速かつ的確に情報の収集・連絡を行う。

2 警戒事態発生時の連絡等

(1) 原子力事業者の通報・連絡

原子力事業者は、情報収集事態、警戒事態又は発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合は、原子力関係法令、県及び市町村との安全協定に基づき、国、県、市町村及びその他必要な機関に通報・連絡する。

(2) 県、国、防災関係機関相互の連絡

ア 原子力事業者は、最初の通報を行った後、事故の経過、対策の実施状況等について速やかに、また定期的に国、県、市町村及びその他必要な機関に連絡する。

イ 警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が原子力規制委員会において警戒事態に該当すると判断された場合は、原子力規制委員会及び内閣府は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部（以下「国の事故警戒本部」という。）及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部を設置する。

また、原子力規制委員会は、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県及び重点区域を含む市町村に対し情報提供を行うこととされている。

ウ 国の事故警戒本部は、重点区域を含む市町村に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう要請する。

さらに、即時避難区域（PAZ）を含む市町村に対して、原子力事業所の被害状況に応じて、原災指針で規定される施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（施設敷地緊急事態要避難者数の確認、避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、避難準備区域（UPZ）外の市町村に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請することとされている。

この際併せて、気象情報を提供することとされている。

エ 県は、事故発生の通報、又は放射線監視における異常検知の報告を受けたときは、必要に応じ、職員を発電所へ派遣する。

派遣された職員は、現地状況の確認調査を行うとともに、放射性物質の放出状況又は放出予測等応急対策を講ずる上で必要な情報の収集に努め、逐次速やかに県へ状況を報告する。

オ 原子力事業者は、通報の内容について、報道機関に対し、速やかに広報するとともに、その後の事故の状況等についても定期的に広報する。

カ 県は、国、市町村及び防災関係機関と相互に協力し、通報の内容、事故の状況、モニタリングポスト等の観測値、避難の必要性及び住民がとるべき行動の指針等について、県民及び報道機関に対し、速やかに広報を行うとともに、その後も定期的に広報する。

キ 県は、国、市町村及び防災関係機関と相互に緊密な情報交換を行う。

3 施設敷地緊急事態発生時の連絡等

(1) 施設敷地緊急事態発生情報の連絡等

ア 発電所の原子力防災管理者（以下「原子力防災管理者」という。）は、施設敷地緊急事態発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、県警察、市町村、柏崎警察署、柏崎市消防本部、新潟海上保安部及び原子力防災専門官等に同時に事象発生の情報等をファクシミリで送付することとされている（原災法第10条に基づく通報）。

さらに、直ちに県を含む主要な機関に対してはその着信を確認することとされている。

イ 国は、原子力防災管理者から施設敷地緊急事態発生時の通報を受けた場合、直ちに原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部（以下「国の事故対策本部」という。）及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部（以下「国の事故現地対策本部」という。）を設置する。

ウ 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態が発生しているか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について国の事故対策本部内に情報を共有する。

国の事故対策本部は、県をはじめ、即時避難区域（PAZ）及び避難準備区域（UPZ）を含む市町村及び県警察に連絡することとされている。

エ 国の事故対策本部は、即時避難区域（PAZ）を含む市町村に対して、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置や、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等を対象とした避難等の予防的防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）を、避難準備区域（UPZ）を含む市町村に対しては、屋内退避等の防護措置の準備を行うよう要請する。

また、避難準備区域（UPZ）外の市町村に対して、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等の避難等の防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）に協力するよう要請する。

オ 県及び重点区域を含む市町村等が施設敷地緊急事態における防護措置を実施するにあたり、次の事項について、国の事故警戒本部等において、要請内容の判断のため県及び重点区域を含む市町村等より事前の状況把握を行うとともに、要請後においても、国の事故対策本部と県及び重点区域を含む市町村等は、防護措置の実施状況等の共有を図るなど、県と国及び重点区域を含む市町村等はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。

- ・施設敷地緊急事態要避難者の数及び内訳並びに避難の方針
- ・避難ルート、避難先の概要
- ・移動手段の確保見込み
- ・その他必要な事項

カ 原子力運転検査官等現地に配置された国の職員は、直ちに現場の状況等を確認し、その結果について速やかに国の事故対策本部へ連絡することとされている。

キ 国の事故対策本部より連絡を受けた国の事故現地対策本部は、県および重点区域を含む市町村に対して情報提供を行うとともに、今後の情報に注意するよう住民等への注意喚起を行うよう要請する。

ク 県は、原子力防災管理者、国の事故対策本部及び国の事故現地対策本部から通報・連絡を受けた事項について、次に掲げる事項に留意し、関係する防災関係機関に連絡するとともに、防災無線の一斉通報FAX等により、市町村及び消防本部に通報する。

- ・即時避難区域（PAZ）を含む市村と同様の情報を、即時避難区域（PAZ）を含む市村を除

く市町村に連絡

- ・ 即時避難区域（P A Z）を含む市村を除く市町村に連絡する際には、即時避難区域（P A Z）の住民避難が円滑に進むよう配慮願う旨を伝達

ケ 原子力利用省庁である経済産業省は、副大臣（又は大臣政務官）及び必要な職員を県庁舎等に派遣するものとされている。

コ 原子力事業者は、施設敷地緊急事態の発生後、速やかに原子力防災センターへの原子力防災要員の派遣及び原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。

サ 気象庁は、気象情報を原子力防災センター等に連絡するものとされている。

(2) 通報がない場合の連絡

ア 県は、発電所周辺の環境放射線モニタリングにより、原災法第10条に基づく通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、直ちに原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官に連絡するとともに、原子力事業者を確認を行う。

イ 連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力運転検査官と連携を図りつつ、原子力事業者に施設の状況確認を行うよう指示することとされており、県は、その結果について速やかに連絡を受ける。

4 全面緊急事態における連絡等

(1) 原子力防災管理者は、全面緊急事態が発生した場合、県、市町村及び国に、直ちに通報する。

(2) 上記(1)の通報を受けた場合の県の連絡については、第2節3(1)クに定めるところによる。

(3) 国の事故対策本部は、官邸（内閣官房）に原子力緊急事態宣言案並びに知事及び関係市町村長に対する原災法第15条第3項に基づく指示案を送付するとともに、当該指示案を知事及び関係市町村長に伝達することとされている。

(4) 県及び重点区域を含む市町村等が全面緊急事態における防護措置を実施するにあたり、次の事項について、国の事故対策本部等において、指示内容の判断のため県及び重点区域を含む市町村等より事前の状況把握等を行うとともに、指示後においても、原子力災害合同対策協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、県と国及び重点区域を含む市町村等はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。

- ・ 即時避難区域（P A Z）内の避難者の数及び避難の方針
- ・ 避難準備区域（U P Z）内の屋内退避の対象者の数と屋内退避の方針
- ・ 避難ルート、避難先の概要
- ・ 移動手段の確保見込み
- ・ その他必要な事項

(5) 全面緊急事態を受けて設置された国の原子力災害対策本部は、全面緊急事態が発生したと判断したことを直ちに指定行政機関、関係省庁、県及び重点区域を含む市町村に連絡を行うこととされている。

5 応急対策活動情報等の連絡

(1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

ア 原子力事業者は、県、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、県警察、即時避難区域（P A Z）を含む市村、柏崎警察署、柏崎市消防本部、新潟海上保安部及び原子力防災専門官等（関係省庁事故対策連絡会議、現地事故対策連絡会議が設置された場合においては当該会議を含む。）に対

し、発電所の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況、事故対策本部設置の状況及び被害の状況等について定期的に文書により連絡する。

また、原子力事業者は、上記以外の市町村に対し、安全協定に基づき、定期的に文書により状況を連絡することとされている。

イ 県は、国（原子力防災専門官を含む。）、指定地方行政機関、指定地方公共機関及び市町村とともに、現地事故対策連絡会議等を通じて、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にする。

（2）原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

ア 県は、国の現地対策本部、重点区域を含む市町村、指定公共機関、指定地方行政機関及び原子力事業者その他関係機関とともに、原子力防災センター等に設置される原子力災害合同対策協議会において、発電所の状況の把握、緊急時モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、県が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行う。

イ 県は、原子力防災センターに派遣した職員に対し、県が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡する。

ウ 気象庁は、気象情報を原子力防災センター等に連絡するものとされている。

6 通信の確保等

（1）原子力事業者から通報があったときは、県、市町村及び防災関係機関は、直ちに情報連絡のための通信手段を確保する。

（2）県は、必要に応じ、電気通信事業者に対して県、市町村及び防災関係機関の重要通信の確保を要請する。

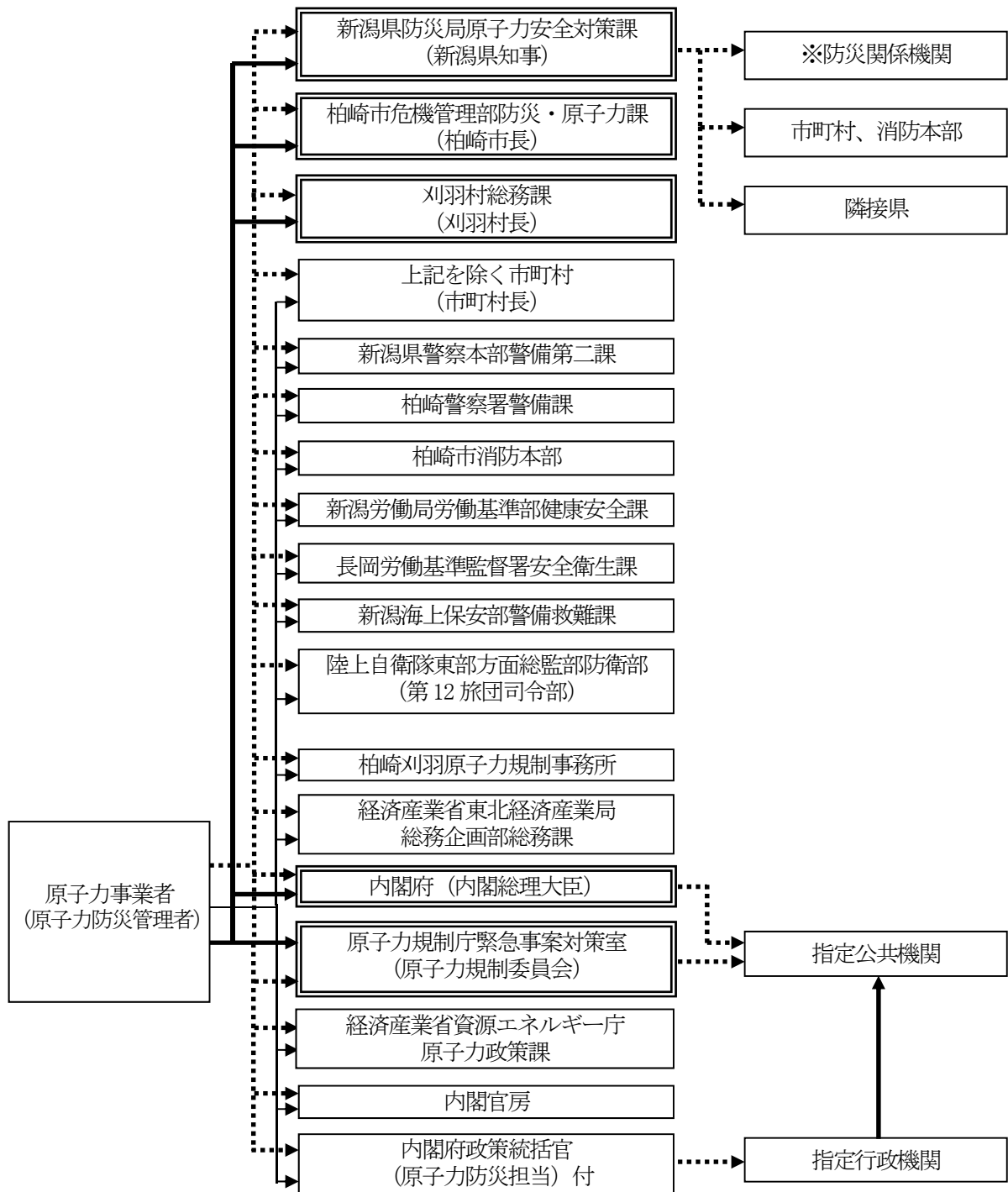
また、要請を受けた電気通信事業者は、防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

（3）国の原子力災害対策本部は、県、重点区域を含む市町村及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール等多様な通信手段を用いて、国の原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達することとされており、県は伝達された内容を市町村及び消防本部に連絡する。

7 一般回線が使用できない場合の対処

県は、地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線及び防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行う。

原災法第10条第1項、東京電力ホールディングス(株)と市町村との安全協定等に基づく通報経路(発電所内での事象発生時の通報経路)



- ▶ : 電話によるファクシミリ着信の確認
- ▶ : ファクシミリによる送信 (ファクシミリが使えない場合、衛星電話等による連絡)
- ▶ : 電話等による連絡

※防災関係機関 : 第1章第6節に掲げる表中の「指定地方行政機関」・「自衛隊」、新潟県地域防災計画(資料編)の防災組織に関する資料に掲げる表中の「指定公共機関」・「指定地方公共機関」・「その他の公共機関」

第3節 広域的応援対応

【関係機関】 県（統括調整部、保健医療教育部）、県警察、国（原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、原子力災害対策本部）、市町村、消防機関 等

1 方針

国、県及び市町村は、緊急時における災害応急対策要員や資機材等の確保について、必要に応じ、広域的な応援を要請し、災害応急対策を実施する。

2 応援要請

- (1) 県は、必要があると判断した場合は、国に対し速やかに応援要請を行う。
- (2) 県は、必要があると判断した場合は、他都道府県等に対し速やかに原子力災害時相互応援協定等の各種応援協定等に基づく応援要請を行う。
- (3) 市町村長又は消防長は、管内の消防力で対応できないと判断した場合は、速やかに「新潟県広域消防相互応援協定」に基づく応援を、協定市町村等の長（消防長）又は地域の代表消防本部に対し要請する。
- (4) 県は、緊急消防援助隊の出動の必要があると認める場合又は市町村から連絡があった場合は、消防庁に対し速やかにその応援等を要請する。
なお、即時避難指示の発出時においては、原則として応援等の要請を準備する。
- (5) 県公安委員会は、必要に応じ、警察庁又は他の都道府県警察に対して援助の要求を行う。
- (6) 県は、必要に応じ、緊急時モニタリングセンター長に対して、緊急時モニタリング態勢の強化を要請する。

3 自衛隊の派遣要請等

- (1) 知事は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合又は市町村長から要請があった場合は、国の原子力災害対策本部設置前においては、直ちに自ら派遣を要請し、国の原子力災害対策本部設置後においては、緊急事態応急対策に関する事項を踏まえ、知事又は国の原子力災害対策本部長が直ちに派遣を要請する。
- (2) 派遣の内容は次のとおりとする。
 - ア 緊急時モニタリング支援
 - イ 被害状況の把握
 - ウ 避難の援助
 - エ 避難者等の捜索救助
 - オ 消防活動
 - カ 応急医療・救護・防疫
 - キ 人員及び物資の緊急輸送
 - ク 危険物の保安及び除去
 - ケ その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なもの
- (3) 派遣部隊の被ばく管理は原則として自衛隊独自で行うが、これが困難な場合、県は、派遣部隊の長等からの要請により、派遣部隊の被ばく管理を行う。

この際、県緊急時医療本部の原子力災害医療派遣チームは、派遣部隊の被ばく管理を行い、これが

困難な場合は、国（原子力緊急事態宣言発出後は原子力災害現地対策本部）に対して被ばく管理要員の派遣要請を行う。

4 防災活動拠点

国、県及び市町村は、適切な役割分担のもとに長期的な物資の流通配給拠点、各種の応援部隊、ボランティア等の活動拠点及び救急・救助並びに消火の活動拠点となる施設を確保する。

5 応援に係る留意事項

応援に係る都道府県、市町村、民間団体等については、協定等で特別な定めのない場合、原則として、身体に放射性物質又は放射線の影響のない地域の活動のみとし、県及び市町村は、応援の要請等の際し、その内容について、応援都道府県、市町村、民間団体等と十分協議する。

第4節 緊急時モニタリング等

【関係機関】 県（◎統括調整部）、国（原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、原子力災害対策本部）、第九管区海上保安本部、新潟地方気象台、自衛隊、市町村、東京電力ホールディングス（株）等

1 方針

県は、緊急時において、原子力規制庁が設置する緊急時モニタリングセンターに参画し、原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集と防護措置の実施の判断材料及び住民等と環境への放射線影響の評価材料を的確に提供し、住民の安全確保を図る。

2 緊急時モニタリング等の態勢

県は、放射性物質又は放射線の影響を把握するため、緊急時モニタリングセンターに参画し、モニタリング要員やモニタリング設備・機器等の配置の強化を図り、県が定める「新潟県緊急時モニタリング計画」及び国が定める「緊急時モニタリング実施計画」に基づき、緊急時モニタリング等を実施する。

県は、さらに、態勢を強化する必要があると認めた場合は、緊急時モニタリングセンター長にモニタリング要員やモニタリング設備・機器等のさらなる増強を要請するとともに、原子力災害時の応援業務に関する協定に基づき、関係機関に対し緊急時モニタリングへの応援を要請する。

(1) 第1次配備態勢（原子力災害警戒本部）

県は、第1次配備態勢をとった場合は、原子力安全対策課及び放射線監視センターの職員を招集し、モニタリングポスト等の稼働状況を確認し、異常がある場合には代替測定器の設置や修理等を行う。

また、環境放射線監視テレメータシステムによる放射線監視等（主に空間放射線量率の測定）を強化するとともに、緊急時モニタリングの準備を直ちに開始する。

警戒事態においては、原子力規制庁との連絡手段の確認等を行い、緊急時モニタリングセンターの立ち上げ準備に協力する。

(2) 第2次配備態勢（原子力災害対策本部）

県は、第2次配備態勢をとった場合は、速やかに、県のモニタリング要員で構成される環境調査本部を編成するとともに、国による緊急時モニタリングセンターの立ち上げに協力し、県が定める「新潟県緊急時モニタリング計画」及び国が定める「緊急時モニタリング実施計画」に基づき、直ちに緊

急時モニタリングを開始する。

県は、さらに、態勢を強化する必要があると認めた場合は、緊急時モニタリングセンター長にモニタリング要員やモニタリング設備・機器等のさらなる増強を要請する。

(3) 緊急時モニタリング実施計画の改訂への協力

県は、国が行う緊急時モニタリング実施計画の改訂に協力する。

3 緊急時モニタリングの実施

緊急時モニタリングは、原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集と防護措置の実施の判断材料及び住民等と環境への放射線影響の評価材料を的確に提供し、住民等の安全確保を図ることを目的としており、県が定める「新潟県緊急時モニタリング計画」及び国が定める「緊急時モニタリング実施計画」に基づき行う。

また、緊急時モニタリングの実施にあたっては、気象予測や放射性物質拡散予測情報を参考に、防護措置の実施を考慮して、優先すべき区域を決める。

(1) 初期モニタリング

初期モニタリングは、初期対応段階において実施する。

県は、第1次配備態勢においては、モニタリングポストによる空間放射線量率の監視を強化するとともに、緊急時モニタリングの実施の準備を行い、原子力規制庁による緊急時モニタリングセンターの立ち上げに協力する。

第2次配備態勢となった場合には、県は緊急時モニタリングセンターに参画するとともに、速やかに緊急時モニタリングを開始し、防護措置実施の判断材料として提供する。

初期モニタリングでは、以下の項目を測定する。ただし、防護措置に関する判断に必要な項目を優先する。

ア 原子力災害対策重点区域を中心とした空間放射線量率及び大気中の放射性物質（放射性希ガス、放射性ヨウ素等）の濃度

イ 放射性物質の放出により影響を受けた環境試料中の放射性物質（放射性ヨウ素等）の濃度

ウ 広範な周辺環境における空間放射線量率及び放射性物質の濃度

(2) 中期モニタリング

中期モニタリングは、中期対応段階において実施する。

県は、初期モニタリングに引き続き、緊急時モニタリングセンターの指揮の下、緊急時モニタリングを実施する。

その結果は、放射性物質又は放射線の周辺環境に対する全般的影響の評価・確認、人体への被ばく評価、各種防護措置の実施・解除の判断、風評対策等に用いられる。

中期モニタリングでは、前記（1）の初期モニタリングの項目を充実させるとともに、住民等の被ばく線量を推定する。

4 緊急時モニタリングの結果の報告と公表

県及び市町村は、緊急時モニタリングセンターや関係機関と観測データを共有し、速やかにホームページや様々な媒体を通じて住民等に緊急時モニタリングの結果を周知する。

第5節 住民等への的確な情報伝達活動

【関係機関】県（統括調整部）、県警察、国（原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、原子力災害対策本部）、市町村、指定地方公共機関、指定地方行政機関等防災関係機関、東京電力ホールディングス(株)柏崎刈羽原子力発電所 等

1 方針

県は、放射性物質及び放射線による影響は五感で感じることができないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合における心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、県内外の住民等に対し、災害対応の局面や場所に応じた迅速かつ的確な情報提供、広報を行う。

2 迅速かつ的確な情報提供

(1) 迅速かつ的確な情報提供

県及び市町村は、原子力事業者が迅速に公表する事実及び国が行う発電所の安全性の評価に基づき、住民等に対して情報を速やかに広報する。

広報にあたっては、事故の状況、モニタリングポスト等の観測値、避難の必要性及び住民がとるべき行動の指針等について広報するものとし、これらの情報が入手できない場合であってもその旨広報し、住民等に不安や混乱が生じないよう配慮する。

また、県は、広報した内容について、市町村及び消防本部に対して、防災行政無線等により連絡する。

(2) 県内外への情報提供

県は、国及びその他関係機関と協力し、周辺住民のみならず県内外の住民等に対して、社会的な混乱や風評被害の未然防止のため、積極的な情報提供を行う。

(3) 定期的な情報提供

県は、住民等への情報提供にあたっては、情報の発信元を明確にするとともに、できるだけ専門用語やあいまいな表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いる。

また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努め、情報の空白時間がないうよう、状況に特段の変化がなくても、定期的に情報を提供する。

(4) 住民等ニーズに応じた情報提供及び要配慮者等への配慮

県は、役割に応じて住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況等（発電所等の事故の状況、緊急時モニタリングの結果、飲食物の放射性核種濃度測定の結果及び出荷制限等の状況、安否情報、医療機関などの情報、県が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報）を適切に提供する。

また、県及び市町村は、広報車、防災行政無線（戸別受信機を含む）、マスコミ等を活用して、要配慮者、一時滞在者、屋内退避者及び応急仮設住宅への避難者、広域避難者等に対しても情報が届くよう十分配慮する。

(5) 情報の一元化

県は、原子力災害合同対策協議会の場等を通じて、原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、市町村及び原子力事業者と情報の共有化を図り、十分に内容を確認し、情報の一元化を図った上で県民に対する情報の公表、広報活動を行う。

(6) 多様な媒体の活用

県は、情報伝達にあたって、総合防災情報システム、行政無線、広報車等によるほか、テレビやラジオ等の放送事業者、緊急速報メールなどの一斉同報配信できる電気通信事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を求める。

また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。

特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、受入市町村等と協力し、適切に情報提供がなされるよう努める。

(7) 指定避難所外避難者への周知

県は、避難市町村が指定避難所以外に避難した住民の所在を把握することについて、避難市町村に協力する。

3 原子力事業者の広報

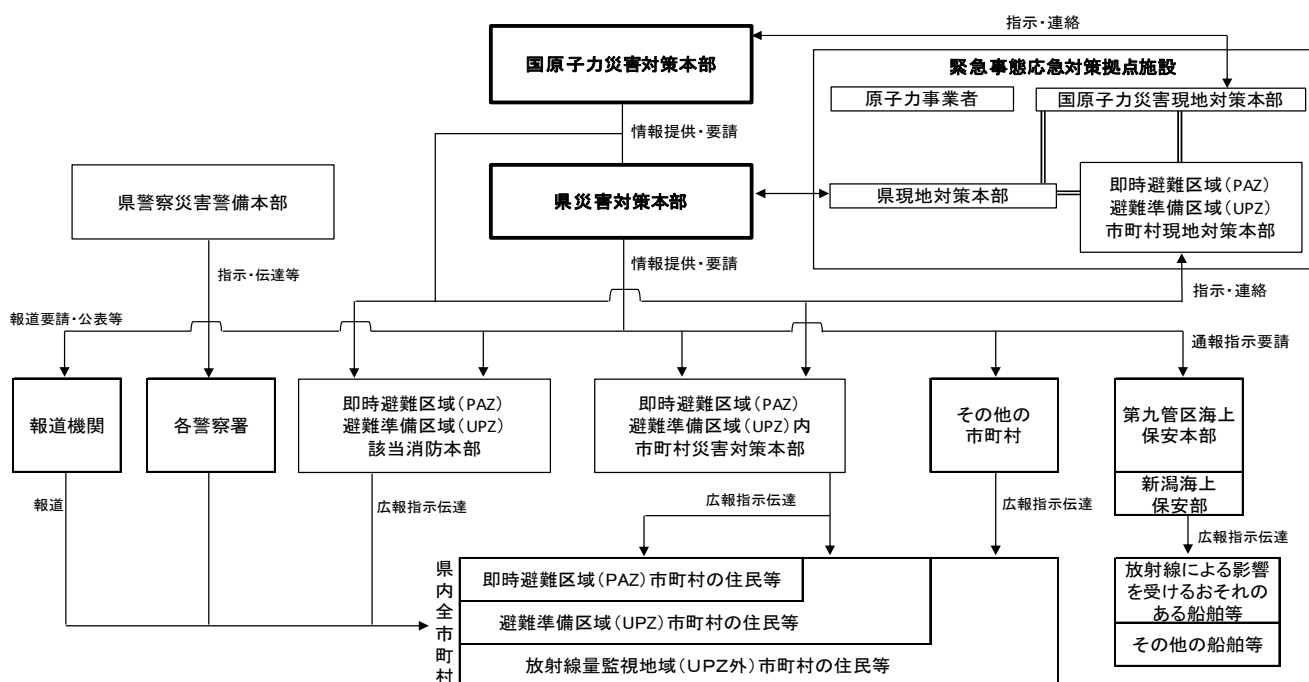
原子力事業者は、発電所において事故が発生した場合は、周辺及び県内外の住民等に対し、速やかに広報する。

4 住民等からの問い合わせに対する対応

県は、国、市町村等と協力し、必要に応じ、緊急時には速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制を確立する。

また、住民等のニーズを見極め、情報の収集・整理・発信を行う。

住民等に対する広報及び指示等の伝達系統図



第6節 避難・屋内退避実施に係る防護活動

【関係機関】 県（◎統括調整部、保健医療教育部）、国（原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、原子力災害対策本部）、市町村、指定地方公共機関、指定地方行政機関、東京電力ホールディングス(株) 等

1 方針

県及び市町村は、緊急時において、住民及び一時滞在者等の生命及び身体を原子力災害から保護するため、避難・屋内退避等を指示した場合の対応等について定め、住民等の安全確保を図る。

2 避難・屋内退避等の指標

放射性物質の放出等に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じ、住民及び一時滞在者等に対して避難・屋内退避等の措置を講ずる。

これらの避難・屋内退避等の措置については、柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画に定められているEALの基準、原災指針に定められているOILの基準のほか、事故の状況、気象状況、避難経路となる道路の被災状況、避難先の状況、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果によるものとする。

3 避難・屋内退避等の防護措置の実施

(1) 県は、警戒事態発生時には、国の要請等により、市町村と協力し、即時避難区域（PAZ）内の施設敷地緊急事態要避難者に係る避難の準備（施設敷地緊急事態要避難者数の確認、避難ルート・避難先、移動手段の確保等）を行う。

また、県は、国の要請等により、避難準備区域（UPZ）外の市町村に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保）に協力するよう要請する。

(2) 県は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請等により、市町村と協力し、即時避難区域（PAZ）内における避難の準備を行うとともに、即時避難区域（PAZ）内の施設敷地緊急事態要避難者に係る避難を行うこととし、即時避難区域（PAZ）を含む市村にその旨を伝達する。

また、県は、国の要請等により、市町村と協力し、避難準備区域（UPZ）内における屋内退避の準備を行うとともに、避難準備区域（UPZ）外の市町村に対し、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難者数の確認、避難ルート・避難先、移動手段の確保等）に協力するよう要請する。

(3) 県は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、即時避難区域（PAZ）内の避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置について指示した場合はその指示に従い、又は独自の判断により、即時避難区域（PAZ）内の避難等を行うこととし、即時避難区域（PAZ）を含む市村に対し、住民等に対する避難のための指示（具体的な避難経路、避難先を含む。）の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援その他の支援活動が必要な場合には即時避難区域（PAZ）を含む市村と連携し国に要請等する。

また、即時避難区域（PAZ）内の避難の実施に併せて、国の要請等により、避難準備区域（UPZ）を含む市町に対し、屋内退避の実施やOILに基づく防護措置の準備（避難・一時移転先、輸送手段の確保等）を行うよう要請するとともに、避難準備区域（UPZ）外の市町村に対して、即時避難区域（PAZ）を含む市村から避難してきた住民等の受入れや避難準備区域（UPZ）を含む市町

が行う防護措置の準備への協力を要請する。

- (4) 県は、放射性物質が放出された場合、事態の規模、時間的な推移に応じて、当日の気象条件、緊急時モニタリングの結果、放射性物質拡散予測情報、また、原災指針を踏まえた国の指示・要請及び放射性核種濃度測定調査等に基づき、O I Lの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、該当する市町村に対し、住民等に対する屋内退避又は避難の指示等の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市町村と連携し国に要請する。
- (5) 県及び避難市町村は、避難・屋内退避の措置を講じる場合は、国と協力し、事故の不確実性や急速な進展の可能性等を踏まえ、基本的にはE A L及びO I Lの考え方に基づいて実施するが、住民の被ばく線量をできる限り抑えるために、予測線量、予測される放射性物質の放出開始までの時間、放出継続時間及び避難に要する予測時間等を勘案して対応する。
- (6) 複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。
- (7) 県及び市町村は、避難時の周囲の状況等により避難を行うことがかえって危険を伴うおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要する場合は、居住者等に対し、屋内での待避等の緊急安全確保措置を指示するものとする。
- (8) 県及び市町村は、国が原子力災害の観点から屋内退避指示を出している中で、自然災害を起因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、独自の判断で避難指示を行うものとする。

その際には、市町村及び県は、国と緊密な連携を図るものとする。

- (9) 県及び市町村は、一時滞業者等の避難が確実に行われるよう、避難・屋内退避等の指示の周知及び避難誘導に際して十分に配慮する。
- (10) 関係市町村が避難・一時移転を実施するにあたり、次の事項について、原子力災害合同対策協議会等において、指示内容の判断のため、県及び関係市町村より事前の状況把握等を行うとともに、指示後においても、同協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、県と国及び関係市町村はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。

- ・避難準備区域（U P Z）内の避難・一時移転の対象区域及び対象者の数並びに避難・一時移転の方針
- ・避難ルート、避難先の概要
- ・移動手段の確保見込み
- ・その他必要な事項

4 避難・屋内退避の実施に係る指示等

県は、市町村の区域を越える避難について、広域自治体としての役割に鑑み、次のとおり対応する。

(1) 住民等の避難・屋内退避の指示

ア 即時避難区域（P A Z）の住民等への避難指示等

知事は、原子力事業者から全面緊急事態が発生した旨の通報を受けた場合、市町村との広域的な避難調整を行った上で、即時避難区域（P A Z）を含む市町村の長を経由して、即時避難区域（P A Z）内の住民等に、直ちに避難をするよう指示する。

この場合において、知事は、避難住民を受け入れる市町村（以下「受入市町村」という。）及び

避難経由所を確認するとともに、受入市町村に対し、避難住民等の受入れを要請する。

また、県は、住民避難の支援が必要な場合には市町村と連携し国に要請する。

イ 避難準備区域（UPZ）の住民等への屋内退避指示等

避難準備区域（UPZ）を含む市町の長は、事業者から全面緊急事態が発生した旨の通報を受けた場合には、避難準備区域（UPZ）内の住民等に対し、防災行政無線（戸別受信機を含む）、広報、町内会・自主防災組織を通じてあらためて屋内退避所について周知の上、速やかに屋内退避するよう指示する。

また、避難準備区域（UPZ）を含む市町の長は、住民等に対し、落ち着いて行動するとともに、以後、原子力災害対策本部等から出される指示等に留意するよう要請する。

ウ 避難準備区域（UPZ）の住民等への避難指示等

知事は、次に掲げる場合には、避難調整を行った上で、避難準備区域（UPZ）を含む市町村に対し、避難が必要であると判断される区域（以下「避難区域」という。）を速やかに通知し、受入市町村及び避難経由所又は避難施設名を確認するとともに、避難市町の長を経由して、避難区域に指定した住民等に、速やかに避難をするよう指示する。

(7) 緊急時モニタリングの結果、避難基準を超える放射線量が計測された区域又は発電所の状況、より発電所に近い地域の放射線量、風向き等の気象状況若しくは放射性物質拡散予測情報から避難区域が確認された場合

(4) 国から避難が必要と判断される区域の指導、助言又は指示があった場合

また、当該避難を指示する場合において、知事は、受入市町村に対し、避難住民等の受入れを要請する。

エ 放射線量監視地域（UPZ外）の住民等への避難指示等

知事及び放射線量監視地域（UPZ外）を含む市町村の長は、必要に応じて避難準備区域（UPZ）と同様に屋内退避及び避難等の対応を実施する。

(2) 避難手段等

知事及び避難市町村の長は、自家用車両を含めバス、鉄道、船舶等のあらゆる避難手段・経路を検討し、円滑に避難できる手段・経路を指示する。

なお、自家用車両による避難を指示する場合、交通渋滞を引き起こす可能性があるため、交通・道路状況について、県警察及び道路管理者から意見を聞く。

また、知事及び避難市町村の長は、自家用車両による避難を指示する場合、自家用車両等の利用の困難な住民については、退避所・集合場所への移動を指示する。

(3) 避難・屋内退避の実施、情報提供等

県は、住民等の避難誘導に当たり、避難市町村に協力し、住民等に向けて、避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

また、県は、これらの情報について、国の原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供する。

県は、災害の実態に応じて、市町村と連携し、飼い主に家庭動物との同行避難を呼びかける。

ア 即時避難区域（PAZ）における避難の実施

即時避難区域（PAZ）を含む市村は、(1)アの避難指示があった場合には、即時避難区域（PAZ）内の住民等に対し、あらかじめ周知している避難経由所及び避難経路をあらためて周知の上、避難の誘導を行う。

イ 避難準備区域（UPZ）における避難の実施

避難市町村は、(1)ウの通知を受けた場合には、避難区域の住民等に対し、避難経由所又は避難施設名及び避難経路をあらためて周知の上、避難の誘導を行う。

(4) 避難措置の追加

知事は、次に掲げる場合には、(1)エにより通知した屋内退避区域に対し、当該市町村の長を経由して、当該区域の住民等に対し、追加措置として、速やかに避難をするよう指示する。

ア その後の緊急時モニタリングの結果から、避難基準を超える放射線量が計測された場合

イ 発電所の状況、より発電所に近い地域の放射線量、風向き等の気象状況、放射性物質拡散予測情報から避難が必要と判断される場合

ウ 国から指導、助言又は指示があった場合

(5) 市町村長による避難指示

市町村の長は、上記のほか内閣総理大臣の指示に従い、又は独自の判断により、住民等に対して、屋内退避又は避難のための立ち退きの指示等を行う。

(6) 避難の実施における関係機関の連携

県は、避難の実施にあたり、関係機関と連携するとともに、可能な限り支援、協力を努める。

ア 県は、避難市町村に対し、避難及びスクリーニング等の場所の開設や住民等に対する周知について支援する。

イ 避難市町村は、避難を指示した際、交通整理を行っている警察官等の指示に従うよう周知する。

また、自家用車両による避難の場合、要配慮者や自家用車両等の利用が困難な住民等については、市町村及び県が手配する公共輸送機関及び自衛隊等により輸送を行う。

さらに、避難に当たっては、放射性物質の状況を考慮しながら、自衛隊及び第九管区海上保安本部の協力によって、空路及び海上輸送を行う。

ウ 避難市町村は、県と協力し、避難を指示した後、対象区域内に残留者がいないか確認を行う。

エ 避難市町村は、県及び県警察等の防災関係機関と協力し、あらかじめ定めた行動計画に基づいて住民避難を実施するとともに、受入市町村と協力し、避難先への誘導を行う。

なお、避難市町村は、放射性物質の放出後に住民避難が必要となった場合には、線量率の測定結果、気象条件等を考慮し、避難誘導を実施する。

オ 避難市町村は、道路管理者等から通行可能な道路の状況について情報提供を受け、住民等に速やかに周知する。

カ 県は、住民等の避難誘導に当たっては、市町村に協力し、避難経由所又は避難所の所在、避難路の状況、災害の概要その他避難に資する情報を提供する。

キ 県警察は、関係機関と連携し、円滑な避難が実施できるよう交通規制、誘導等を実施する。

ク 避難市町村は、戸別訪問、避難経由所又は避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民の避難状況を確認する。

県は、市町村が行う住民の避難に協力する。

ケ 避難市町村は、市町村庁舎が避難対象地域に含まれることとなった場合、受入市町村の協力により、行政拠点の緊急的な移転場所を受入市町村内において開設する。

なお、避難市町村は、行政拠点の移転について、速やかに県、防災関係機関、避難住民等に周知する。

コ 県は、受入市町村等と連携し、それぞれの避難場所に避難している避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行う。

また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県及び避難市町村に提供する。

サ 県は、県の区域を越えて住民を避難させる必要が生じた時は、あらかじめ近隣県と協議した事項に基づき、避難を実施する。

シ 受入市町村は、選定された避難経由所及び避難所を開設するほか、主要道路から避難経由所及び避難所までの誘導や避難経由所及び避難所の運営など、避難市町村等と連携して避難住民を支援する。

なお、受入市町村は、避難経由所及び避難所の運営にあたり、保健衛生面、男女双方及び性的少数者の視点、人権の保護等幅広い観点から、避難者の心身の健康維持及び人権に可能なかぎり配慮した対策を講ずるよう努める。

ス 受入市町村は、県、県警察及び避難市町村と協力し避難所に避難者のための相談所を速やかに開設するとともに相談業務を実施する。

セ 受入市町村は、避難経由所及び避難所の管理者を通じて県と協力し、避難者の動向を把握する。

また、避難者の流入により避難経由所・避難所の許容人員を超えて避難者が参集しつと判断した場合は、他の余裕ある避難経由所・避難所又は新たに開設した避難経由所・避難所で受け入れ、避難経由所・避難所の管理者を通じて避難者に伝達するとともに、必要に応じて移動のための車両を手配する。

(7) 屋内退避の実施における留意点

ア 屋内退避区域を含む市町村（以下「屋内退避市町村」という。）は、コンクリート・木造建物等の施設に住民等を誘導する。

自宅等の木造建物を退避先とする場合は、窓を閉め、エアコンや換気扇を停止する等、気密性に配慮するよう、速やかに住民に周知する。

イ 屋内退避市町村は、放射性物質の濃度変動等に伴う追加避難に備え、屋内退避と併せて避難準備を実施する。

ウ 屋内退避者は、屋内退避所、自宅等に備蓄してある食料・物資により生活を維持するよう努める。

なお、屋内退避市町村の長は、屋内退避者の生活支援に努めるとともに、大気中の放射性物質の濃度等から長期化が予想される場合、屋内退避が長引くことによる住民への影響を考慮し、速やかな避難指示について、国、県と調整する。

(8) 指定地方公共機関である放送事業者による避難・屋内退避の指示等の放送

放送事業者は、避難・屋内退避の指示等があったときは、速やかに指示の内容について、正確かつ簡潔に放送する。

5 避難の際の住民等に対するスクリーニング等の実施

県は、国、原子力災害医療協力機関、原子力事業者等の協力を得ながら、住民等が避難区域等から避難する際に、住民等に対するスクリーニング及び除染を実施する。

6 要配慮者等の支援

県は、市町村と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所等での生活に関しては、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、要配慮者の応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設

住宅の設置等に努める。

また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。

- (1) 県及び即時避難区域（PAZ）を含む市村は、警戒事態が発生した場合、施設敷地緊急事態要避難者の迅速な避難を実施するため、避難車両の手配を開始するとともに、要配慮者等に対し避難準備を行うよう連絡する。

なお、施設敷地緊急事態要避難者のうち、避難の実施により健康リスクが高まると判断される者については、防護対策を実施した施設を活用する等して、屋内退避の準備を行うよう連絡する。

また、県は、即時避難区域（PAZ）又は避難準備区域（UPZ）を含まない市町村に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請する。

県は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請又は独自の判断により即時避難区域（PAZ）を含む市村に対し、即時避難区域（PAZ）内の施設敷地緊急事態要避難者に係る避難及び避難の実施により健康リスクが高まると判断される施設敷地緊急事態要避難者については、防護対策を実施した施設を活用する等した屋内退避を行い、これを支援する者が付き添う場合についても考慮するよう連絡する。

- (2) 避難準備区域（UPZ）を含む市町は、警戒事態が発生した場合など、必要に応じ早期に要配慮者の避難準備に着手する。

県及び避難準備区域（UPZ）を含む市町は、全面緊急事態が発生した場合、避難車両の手配を開始する。

また、県は、避難準備区域（UPZ）外の市町村に対し、要配慮者の避難準備（避難・一時移転先の確保等）に協力するよう要請する。

- (3) 市町村は、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態が発生し、指示があった等の場合は、在宅の避難行動要支援者の避難・屋内退避について、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、適切な避難支援等を実施する。

- (4) 病院、福祉施設等は、原子力災害が発生し、避難の指示等があった場合は、入院又は入所の要配慮者の避難・屋内退避等について、避難誘導等の計画に基づき実施する。

- (5) 学校等施設の管理者は、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させる。

また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県又は市町村に対し速やかにその旨を連絡する。

- (6) 消防機関、自衛隊等の防災関係機関は、要配慮者の避難・屋内退避が困難な場合には、福祉避難所への避難等の支援を実施する。

- (7) 市町村は、県と協力し、避難することとなった要配慮者に対し、移動中や避難所におけるケアなど十分に配慮する。

- (8) 県は、市町村に協力し、避難誘導、避難所での生活に関して、要配慮者に十分配慮し、健康状態の把握に努める。

また、県及び市町村は、要配慮者に向けた情報の提供、生活環境への配慮、必要な飲食物及び物資の提供を行う。

7 交通の規制及び立入制限等の措置

県警察は、避難指示区域から迅速かつ円滑に避難が実施できるよう交通規制を実施し、県・市町村と

連携して住民にその内容を周知する。

県警察、道路管理者等は、市町村長等が避難を指示した区域について外部から車両等が進入しないよう指導するなど、指示の実効を上げるため、交通の規制及び立入制限等必要な措置を実施する。

8 感染症流行下での防護措置

県及び市町村は、新型コロナウイルスを含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民等の生命・健康を守ることを最優先とする。

具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

9 避難所等の開設・運営等

避難市町村、受入市町村は、緊急時に必要に応じ避難所を開設・運営する。

県は、避難市町村が避難所及びスクリーニング場所の所在を住民等に周知することについて支援する。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設することを支援する。

(1) 受入市町村は、初動期において、避難市町村と協力し、避難所ごとに避難者の人数を始め現況を把握する。

また、屋内退避市町村は、屋内退避を指示した場合には、屋内退避所ごとに退避者の人数を始め現況を把握する。

(2) 受入市町村は、初動期に、避難市町村、県、防災関係機関等と協力し、男女双方及び性的少数者の視点を踏まえ避難所において各種の避難者ケアを実施し、加えて、県及び受入市町村は、「新潟県災害時こころのケア活動マニュアル」に基づき、こころのケアを実施する。

(3) 受入市町村は、一定期間経過後における避難者に対する各種ケアについて、避難市町村と協議の上、当該市町村に引き継ぐものとする。

(4) 県は、住民等の避難が長期化した場合には、市町村と協力の上、避難者の健康、プライバシー保護、メンタル相談等の対策、避難所の衛生対策及び家庭動物の保護場所の確保等に留意するとともに、要配慮者の待遇及び男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点に十分配慮した支援を行う。

(5) 市町村は、避難所において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

10 避難・屋内退避者の生活支援

(1) 屋内退避市町村は、県、防災関係機関、運送事業者等と協力し、屋内退避者向けの生活支援に努める。

(2) 県は、市町村から避難所、屋内退避所等において必要となる飲料水、飲食物及び生活必需品等の調達等への協力要請を受けた場合、又は状況等から判断して必要と認めた場合は、備蓄品の供給、給(貸)与、事業者等への物資の調達要請等を行う。

なお、供給に当たっては、飲料水及び飲食物の摂取制限等の結果及びその影響を十分考慮する。

(3) 県及び市町村は、あらかじめ物資の受入れ及び集積場所の候補地を選定しておくとともに、当該場

所に職員を配置し、物資の受入作業及び仕分作業を行う。

- (4) 市町村は、県と協力し、被災者に対して、物資の供給場所、供給時間等を十分広報し、円滑な供給を行う。
- (5) 市町村は、避難所等施設責任者の指示により、町内会・自主防災組織等を通じて、子供や病弱者等を優先しながら物資を配布し、避難所以外で避難生活を行っている被災者に対しては、広報車等により物資の情報を提供する。
- (6) 電気、ガス、水道、電話等のライフライン関係事業者は、県、市町村等と協力し、屋内退避地域での供給を確保する。
- (7) 受入市町村及び避難市町村は、避難所以外に避難した住民等の把握に努めるとともに、食料・物資の提供、情報の提供など必要な支援を行う。
- (8) 県は、国及び避難市町村と連携し、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所生活の早期解消に努めることを基本とする。
- (9) 県は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上建設する。

ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努める。

なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国に資機材の調達に関して要請する。

11 原子力被災者生活支援チームとの連携

県は、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、事故対応の進捗の状況に応じて、避難区域等の設定・見直し（計画的避難の実施や一時立入業務を含む）、原子力被災者の避難・受入先の確保、子ども等をはじめとする原子力被災者等の健康調査、環境放射線モニタリング、除染等を行う。

また、原子力被災者生活支援チームは、県庁舎等へ必要な要員を派遣し、住民等の状況把握及び生活支援等に関する被災市町村等との連絡・調整を行うものとされている。

12 避難・屋内退避の解除

(1) 避難指示の解除

県（市町村が避難指示を行った場合は、市町村長）は、緊急時モニタリングの結果、避難市町村における放射線量が避難基準を下回った場合には、気候条件、汚染地域の除染対策等を勘案し、市町村と協議して、可能な区域から避難の指示を解除する。

市町村長は、内閣総理大臣の指示に従い、又は独自の判断により、住民等に対して、屋内退避解除又は避難のための立ち退きの指示解除等を行う。

(2) 屋内退避指示の解除

屋内退避市町村は、緊急時モニタリングの結果のほか、気候条件、汚染地域の除染対策等に係る国及び県の助言を受け、屋内退避の解除が可能となった場合には、順次、可能な区域から屋内退避の指示を解除する。

第7節 治安の確保

【関係機関】県（統括調整部）、県警察、国（原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、原子力災害対策本部）、第九管区海上保安本部、市町村、指定地方公共機関、指定地方行政機関 等

1 方針

県、市町村及び関係機関は、緊急時には、早期に治安の確保のための体制を確立し、相互に緊密な連絡の下に災害情報の収集に努め、住民の生命、身体及び財産の保護を第一とし、犯罪の予防、交通の確保等の活動を行う。

2 警戒区域の設定等

(1) 市町村は、災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができるが、県は、災害応急措置が円滑かつ的確に行われるようにするため特に必要があると認められる場合は、同法第72条第1項の規定に基づき、市町村に当該区域の設定を指示する。

(2) 県は、市町村が避難を指示した区域について外部から車両等が進入しないよう指導するなど、指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう県警察及び第九管区海上保安本部に要請する。

(3) 県は、応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保について県警察及び第九管区海上保安本部と協議し、万全を期すものとする。

特に、避難のための立ち退きの指示等を行った地域については、県警察と連携し窃盗等の各種犯罪の未然防止の対策を講ずる。

3 警戒区域への立入制限措置

県警察等は、警戒区域が設定された場合、速やかに必要な要員を派遣し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該警戒区域への立入りを制限、若しくは禁止する措置を講ずる。

4 交通対策活動

(1) 交通規制

ア 県警察等は、警戒区域が設定された場合、当該警戒区域を設定した市町村及び県と協力し交通規制を実施する。

イ 交通規制を実施したときは、直ちに通行禁止等に係る区域、道路の区間その他必要な事項について、交通情報板やメディア等の広報媒体を通じ、運転者等に周知徹底を図る。

(2) う回対策

県警察は、警戒区域の周辺における交通混雑の緩和を図るため、放射性物質の影響を考慮の上、う回地点を設定し、警戒区域へ向かう車両等のう回措置を講ずる。

5 警戒警備活動

県警察は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺の警戒を実施して犯罪やトラブルを未然に防止するなど社会秩序の維持を図り、住民の不安解消に努める。

6 飛行規制措置

県は、緊急時において、空中に放射性物質の影響が及んだとき、又は及ぶおそれのあるとき、あるいは緊急時モニタリング活動等の災害応急対策に従事するヘリコプターの活動等に支障が生じると認められる場合等は、国に飛行規制を要請する。

第8節 原子力災害医療の実施

【関係機関】 県（統括調整部、◎保健医療教育部）、国（原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、原子力災害対策本部）、市町村、消防本部、航空自衛隊、原子力災害拠点病院、原子力災害医療協力機関、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所、福島県立医科大学 等

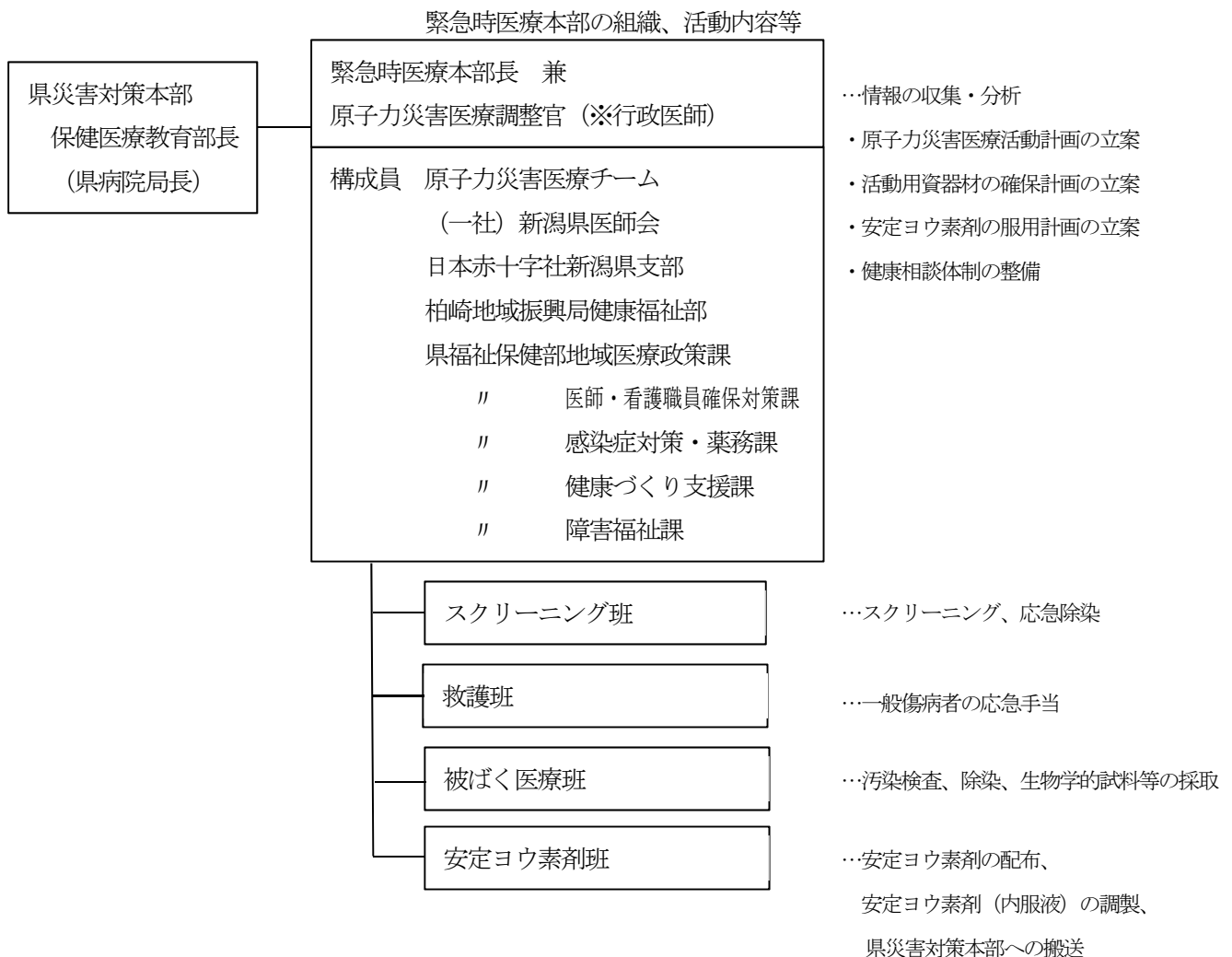
1 方針

県は、緊急時において、住民及び発電所の職員の生命、身体を原子力災害から保護するため、必要な原子力災害医療体制を確立し、適切な原子力災害医療措置を講ずる。

2 緊急時医療本部の設置

県は、原子力災害対策本部を設置したときは、保健医療教育部の下に緊急時医療本部を設置するとともに、必要に応じてスクリーニング班、救護班、被ばく医療班等を編成し、原子力災害医療活動を行う。

緊急時医療本部の組織、活動内容等は次のとおりとする。



3 国等への応援要請

県は、必要と認められる場合は、国（原子力規制委員会（原子力緊急事態宣言発出後は原子力災害現地対策本部長））、地域の基幹医療機関等に対し、医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師等の人員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請する。

4 原子力災害医療活動の実施

原子力災害時には、放射線被ばく又は放射性物質による汚染（以下「被ばく等」という。）を受けた者等のほか、原子力災害時の混乱等により生じる一般傷病者等への医療を実施する。

原子力災害医療活動の詳細については、新潟県原子力災害医療マニュアルに定める。

(1) 初期対応

ア スクリーニング班は、必要に応じて国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所等から派遣された原子力災害医療派遣チームの指導を受け、住民等が避難区域等から避難する際に、住民等のスクリーニング及び除染等を行うとともに原子力災害現地対策本部医療班の医療総括責任者の指示に基づき、汚染や被ばくの可能性がある傷病者の医療機関や救急組織への搬送等を支援する。

イ 県は、避難所等に救護所を開設し、救護班は、救護所において、被ばく等のない一般傷病者の医療救護を行う。

ウ 原子力災害医療協力機関は、被ばく傷病者等の初期診療及び救急医療等を行う。

(2) 原子力災害拠点病院における医療

原子力災害拠点病院は、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には線量測定、除染処置及び専門的な医療対策を実施するとともに、必要に応じて入院診療等を行う。

(3) 高度被ばく医療

原子力災害拠点病院で対応することが困難な高度専門的な除染、線量評価及び診療が必要とされる重篤な被ばく患者等については、高度被ばく医療支援センターである福島県立医科大学等に転送する。

(4) 要配慮者等への配慮

県は、原子力災害医療の実施に関して、高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者に十分配慮する。

5 安定ヨウ素剤の服用

原子力規制委員会は、原則として、安定ヨウ素剤の服用の必要性を判断し、その判断を踏まえ国の原子力災害対策本部、県又は市町村が住民等に指示することにより服用させるものとされている。

国の原子力災害対策本部は、原子力規制委員会の判断及び国の原子力災害対策本部の指示について、速やかに県及び重点区域を含む市町村に伝達することとされている。

(1) 事前配布された安定ヨウ素剤の服用

県及び避難対象地域を含む市町村は、原子力規制委員会の判断及び国の原子力災害対策本部の指示に基づき、原則として住民等が避難する際に速やかに安定ヨウ素剤を服用できるよう必要な措置を講じる。

(2) 緊急時に配布される安定ヨウ素剤の服用

県及び避難対象地域を含む市町村は、原子力規制委員会の判断及び国の原子力災害対策本部の指示に基づき、原則として医師の関与の下で、住民等が速やかに安定ヨウ素剤を服用できるよう必要な措

置を講じる。

ただし、時間的制約等により、医師が関与できない場合には、薬剤師の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手続きによるものとする。

- (3) 県及び避難対象地域を含む市町村は、事態の進展が急速な場合であって、原子力規制委員会の判断を得ることができない等の事象があるときは、原災指針を踏まえ、独自の判断により、放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用すべき時機及び服用の方法の指示、医師及び薬剤師の確保その他の必要な措置を講じるものとする。

6 原子力災害拠点病院等への傷病者の搬送

原子力災害拠点病院への傷病者の搬送は、放射性物質の拡散状況に留意しつつ、市町村消防本部の救急車又は県消防防災ヘリコプターにより行う。

また、県は、自ら必要と認める場合又は関係市村等から被ばく者の放射線専門病院等への搬送について要請があった場合は、必要に応じ、自衛隊へ航空機による搬送を要請するとともに、消防庁に対し搬送手段の優先的確保など特段の配慮を要請する。

第9節 飲食物の摂取制限及び出荷制限、農林水産物等の採取及び出荷制限

【関係機関】 県（◎統括調整部、保健医療教育部、生活基盤対策部）、国（原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、原子力災害対策本部）、市町村、指定地方公共機関、指定地方行政機関 等

1 検査の実施

県は、国からの指示及び要請に基づき、または、必要と認めるときは、飲食物の放射性核種濃度測定及び必要な摂取制限、出荷制限を実施する。

2 飲食物の摂取制限及び出荷制限

- (1) 放射性物質が放出された後に、国は、O I Lに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の摂取制限を実施するよう県及び関係市町村に指示することとされている。

- (2) 国は、O I Lに基づき、緊急時モニタリングの結果により飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、県等に検査計画の策定・検査の実施を指示・要請するものとされている。

また、国は、当該検査の結果を取りまとめ、その結果に基づき、O I Lの基準等を踏まえ飲食物の摂取制限及び出荷制限の要請について県等に指示するものとされている。

- (3) 県は、国の指示及び要請並びに飲食物の放射性核種濃度測定調査に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限、出荷制限及びこれらの解除を実施するよう市町村に指示する。

また、県及び市町村は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止及び汚染飲食物の摂取制限の措置の内容について、住民への周知徹底及び注意喚起を実施する。

3 農林水産物の採取及び出荷制限

- (1) 県は、国の指示及び要請に基づき、農林水産物の生産者、出荷機関、市場の責任者及び市町村等に対し、下記のとおり汚染農林水産物の採取、漁獲の禁止、出荷制限等必要な措置を実施するよう指示

する。

ア 農作物の作付け制限

イ 農林水産物等の採取、漁獲の禁止

ウ 農林水産物等の出荷制限

エ 肥料・土壌改良材・培土・飼料及びきのご用原木等の施用・使用・生産・流通制限

オ その他必要な措置

(2) 市町村は、県からの指示内容について周知するとともに農林水産物等の生産者、出荷機関、市場の責任者に対し、上記措置を講じるよう指示する。

4 飲料水及び飲食物の供給

県は、飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を市町村に指示した時は、新潟県地域防災計画（風水害対策編）第3章第26節の食料・生活必需品等供給計画及び同章第37節の給水・上水道施設応急対策に基づき、市町村と協力して関係住民への応急措置を講ずる。

第10節 緊急輸送活動

【関係機関】 県（◎統括調整部、食料物資部）、県警察、国（原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、原子力災害対策本部）、市町村、自衛隊、北陸信越運輸局、第九管区海上保安本部、交通・鉄道・運送事業者、東京航空局新潟空港事務所 等

1 方針

県及び市町村は、緊急時において、災害応急対策を迅速に実施するため、人員、資機材及び緊急物資の輸送活動を迅速に行う。

2 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の順位

県は、市町村及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、原則として次の順位で調整する。

第1順位	人命救助、救急活動に必要な輸送、国の現地対策本部長及び県の現地対策本部長、関係市町村の現地対策本部長等
第2順位	避難者の輸送、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
第3順位	災害応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
第4順位	住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
第5順位	その他災害応急対策のために必要な輸送

(2) 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は以下のものとする。

ア 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材

イ 負傷者、避難者等

ウ 国の現地対策本部長及び県の現地対策本部長、関係市町村の現地対策本部長等、災害応急対策要

員（原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、モニタリング要員、情報通信要員等）及び必要とされる資機材

エ 屋内待避所、避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材

オ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資

カ その他緊急に輸送を必要とするもの

(3) 緊急輸送体制の確立

ア 県は、関係機関の協力を得て、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。

イ 県は、人員、車両等に不足が生じたときは、関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じ周辺市町村や隣接県に支援を要請する。

ウ 県は、イによっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会の場等において、人員等の確保に関する支援を依頼する。

(4) 交通・運送事業者による車両調達等

ア 運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、県から要請があった場合は、県内事業所が保有する車両等の調達又はあっせんを行う。

イ 県は、輸送に従事した者に対し、スクリーニング等を実施するなど、被ばく管理体制を構築する。

3 緊急輸送のための交通確保

県警察は、緊急輸送のための交通確保について、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して交通規制等を行う。

なお、災害対応に使用する車両に関しては、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づく手続等に従い対応する。

県及び道路管理者は、交通規制に当たって、合同対策協議会において、相互に密接な連絡をとる。

4 輸送体制

(1) 陸路による輸送

ア 県は、県警察、自衛隊等の協力を得て、通行が可能な道路、道路施設の被害、復旧見込み等の緊急輸送活動に必要な情報を把握する。

イ 県は、県警察と協議の上、交通可能道路等の情報に基づき、緊急輸送ルートを選定する。

ウ 県及び道路管理者は、選定された緊急輸送ルートの確保に努めるとともに、さらに計画的に道路の応急復旧を行い、輸送機能の充実を図る。

エ 県は、県警察、道路管理者と協力し、交通状況を迅速に把握する。

オ 県警察及び道路管理者は、交通規制に当たって、相互に密接な連絡をとるとともに、その他防災関係機関及び住民に対して周知を図る。

カ 県は、鉄道によって輸送する場合は、鉄道事業者と協議して行う。

(2) 空路による輸送

ア 発災直後など緊急を要する場合や交通途絶による孤立地帯への輸送については、放射性物質の影響を踏まえた上で、航空機を利用し、県は、消防防災ヘリコプター及び警察ヘリコプター等により、災害応急対策要員、医療従事者、モニタリング要員、防災活動資機材、医薬品等を輸送する。

イ 県は、特に必要と認める場合は、自衛隊、第九管区海上保安本部等のヘリコプターの出動を要請

する。

ウ 市町村は、ヘリコプターの臨時離着陸場を直ちに選定し、県に対して連絡を行い、県は、新潟空港事務所航空管制運航情報官等と調整を行う。

(3) 海路による輸送

県は、陸路による輸送が困難な場合、又は重量かつ大量な緊急物資、復旧資材の運搬等海路による輸送がより効果的な場合には、必要に応じ、指定公共機関及び指定地方公共機関に協力を求め、さらに必要があれば、海上自衛隊、第九管区海上保安本部及び北陸信越運輸局の協力のもと、海路による輸送を実施する。

第11節 救助・救急及び消火活動

【関係機関】 県（統括調整部）、県警察、消防機関、国（原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、原子力災害対策本部）、重点区域を含む市町村、指定地方公共機関、指定地方行政機関、東京電力ホールディングス(株) 等

1 方針

県は、緊急時において、放射性物質及び放射線による影響は五感で感じることができないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、防災関係機関相互の緊密な協力体制により、救助・救急及び消火活動を迅速かつ的確に実施する。

2 活動内容

(1) 県は、重点区域を含む市町村の行う救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ他都道府県又は原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずる。

(2) 県は、重点区域を含む市町村から救助・救急活動及び消火活動について応援要請があったとき、又は災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県内各市町村、原子力事業者等に対し、応援を要請する。

この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

(3) 県は、重点区域を含む市町村から他都道府県の応援要請を求められた場合又は周囲の状況から県内の消防力では対応できないと判断した場合は、速やかに広域消防応援隊、緊急消防援助隊の出動を消防庁等に要請し、その結果を直ちに応援要請を行った市町村に連絡する。

なお、要請時には次の事項に留意する。

ア 救助・救急及び火災の状況、並びに応援要請の理由、応援の必要期間

イ 応援要請を行う消防機関の種別と人員

ウ 重点区域を含む市町村への進入経路及び集結（待機）場所

3 原子力事業者の消火体制

原子力事業者は、発電所の火災に関し、速やかに火災の発生状況を把握し、消防機関に通報するとともに、安全を確認しつつ、自発的に初期消火活動を行い、消防機関と協力して迅速に消火活動を行う。

4 海上における救助・救急対策

- (1) 県は、海上における災害を認めた場合は、速やかに第九管区海上保安本部等に救助・救急活動を要請する。
- (2) 県は、重点区域を含む市町村から海上での救助・救急活動について応援要請があったとき、又は災害の状況等から必要と認められる場合には、第九管区海上保安本部等に対し応援を要請する。
また、県内の防災関係機関では対処できないと判断した場合には、速やかに自衛隊に対し災害派遣要請を行う。

5 空からの救助・救急対策

- (1) 航空機やヘリコプターを活用した救助・救急活動を行うために、重点区域を含む市町村はあらかじめ緊急離着陸場の指定を行うとともに、迅速かつ正確な情報収集伝達を行い、機動的な航空機の活用を図る。
- (2) 県は、重点区域を含む市町村から空からの救助・救急活動について応援要請があったとき、又は災害の状況等から必要と認められる場合には、放射性物質の拡散状況に留意しつつ、県消防防災ヘリコプター、ドクターヘリによる救助・救急活動を行うとともに、県警察、他都道府県等に対し応援を要請する。
- (3) 県は、関係消防本部消防長から、広域航空消防応援の要請があったときは、速やかに消防庁に対し要請する。

第12節 防災業務関係者防護対策

【関係機関】 県（統括調整部、保健医療教育部）、県警察、国（原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、原子力事故警戒本部、原子力事故対策本部、原子力災害対策本部）、自衛隊、市町村、東京電力ホールディングス(株) 等
--

1 方針

県及び防災関係機関は、原災法第26条第1項に規定する緊急事態応急対策を行う防災業務関係者の安全を確保するため、防災業務関係者に対する防護対策、被ばく管理及び医療措置を適切に実施する。

2 防災業務関係者の安全確保

県は、次により、防災業務関係者の安全確保を図る。

(1) 防災業務関係者の安全確保方針

県は、防災業務関係者が被ばくの可能性がある環境下で活動する場合には、国の原子力災害対策本部（又は原子力災害現地対策本部）及び原子力事業者との連絡を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において、防災業務関係者が冷静な判断と行動を取れるよう配慮する。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくの可能性がある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮する。

(2) 防護対策

ア 現地対策本部長、緊急時医療本部長、環境調査本部長は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク及び線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤等の配備等必要

な措置を図るよう指示する。

また、本部長は、市町村やその他防災関係機関に対しても、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤等の配備等必要な措置を図るよう指示する。

イ 防護資機材に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合には、本部長は、関係機関に対し防護資機材の調達の要請を行う。

さらに、防護資機材に不足が生じた場合、関係機関に対し原子力合同対策協議会等の場において、防護資機材の確保に関する支援を依頼する。

(3) 防災業務関係者の放射線防護

ア 被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた防災業務関係者の放射線防護に係る基準に基づき行う。

また、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者のうち、放射線防護に係る法令の適用を受けない者については、国の基準が定められるまでの間は、次の防護指標を参考に行う。

なお、この防災業務関係者の放射線防護に係る基準又は指標は上限であり、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくするよう努力する。

特に、女性については、胎児防護の観点から適切な配慮を行う。

防災業務関係者の防護指標（放射線防護に係る法令の適用を受けない者）

対 象	指 標
災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する防災業務関係者の被ばく線量	実効線量で50mSvを上限とする。
防災業務関係者のうち、事故現場において緊急作業を実施する者（例えば、当該原子力事業所の放射線業務従事者以外の職員はもとより、国から派遣される専門家、警察関係者、消防関係者、自衛隊、緊急医療関係者等）が、災害の拡大の防止及び人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量	実効線量で100mSvを上限とする。 作業内容に応じて、必要があれば、次の被ばく線量をあわせて用いる。 眼の水晶体：等価線量で300mSv 皮膚：等価線量で1Sv

イ 被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者が属する組織は、当該防災業務関係者の被ばく線量を管理し、健康管理に特段の配慮を行う。被ばくの可能性がある環境下での活動を要請した組織は、当該防災業務関係者が属する組織が実施する被ばく線量の管理や健康管理を支援する。

ウ 県は、原子力防災センターに被ばく管理を行う場所を設定し、必要に応じ除染等の医療措置を行う。

エ 県は、緊急時医療本部及び原子力災害医療派遣チームと緊密な連携のもと、県職員等の被ばく管理を行う。

また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得る。

さらに、放射線防護の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国（原子力緊急事態宣言発出後は、原子力災害現地対策本部等）に対し、原子力災害医療派遣チーム等の派遣要請を行う。

オ 県は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保

する。

カ 県は、被ばくの可能性がある環境下で活動する職員等の安全確保のため、原子力防災センター等において、国、市町村及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行う。

第13節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故への応急対策

【関係機関】 県（統括調整部、保健医療教育部）、県警察、国（原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、原子力災害対策本部）、市町村、指定地方公共機関、指定地方行政機関、◎東京電力ホールディングス(株) 等

1 方針

核燃料物質等の運搬中の事故に係る防災対策について、原子力災害の発生及び拡大防止のため、原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者（以下この節において「原子力事業者等」という。）、原子力規制委員会、国土交通省、経済産業省、海上保安庁、警察及び消防機関は、運搬の特殊性、具体的な事故想定に係る輸送容器等の安全性を踏まえつつ、危険時の措置等を迅速かつ的確に行うための体制の整備を図る。

その際、原子力事業者等は、核物質防護上問題を生じない範囲において、消防機関及び海上保安庁に必要な運搬情報の提供等の協力を努める。

2 原子力事業者等の活動

(1) 原子力防災管理者は、核燃料物質の運搬中の事故による特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、15分以内を目途として国、事故発生場所を管轄する都道府県、市町村、警察機関、消防機関、海上保安部署など関係機関に文書で送信する。

さらに、主要な機関に対しては、その着信を確認する。以後、応急対策の活動状況等を随時連絡する。

(2) 原子力事業者等は、原子力災害の発生の防止を図るため、直ちに、携行した防災資機材を用いて、次に掲げる危険時の措置等を迅速かつ的確に実施する。

さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行う。

- ・ 消火・延焼の防止の措置
- ・ 立入制限区域の設定
- ・ 環境放射線モニタリングの実施
- ・ 核燃料物質による汚染・漏えいの拡大防止及び除去対策の実施
- ・ 付近にいる者の避難
- ・ 放射線障害を受けた者の救出・避難等の措置
- ・ その他放射線障害の防止のために必要な措置等

3 国の活動

国は、事故の報告等を受けた場合、必要な体制を整え、情報収集、外部機関による支援を含む事故の現場での放射線モニタリングや傷病者への対処、関係機関間の連絡調整、外部への情報発信等を実施することとされている。

4 消防機関の活動

事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県（原子力安全対策課）に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施する。

5 警察機関の活動

事故の通報を受けた警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

6 海上保安部署の活動

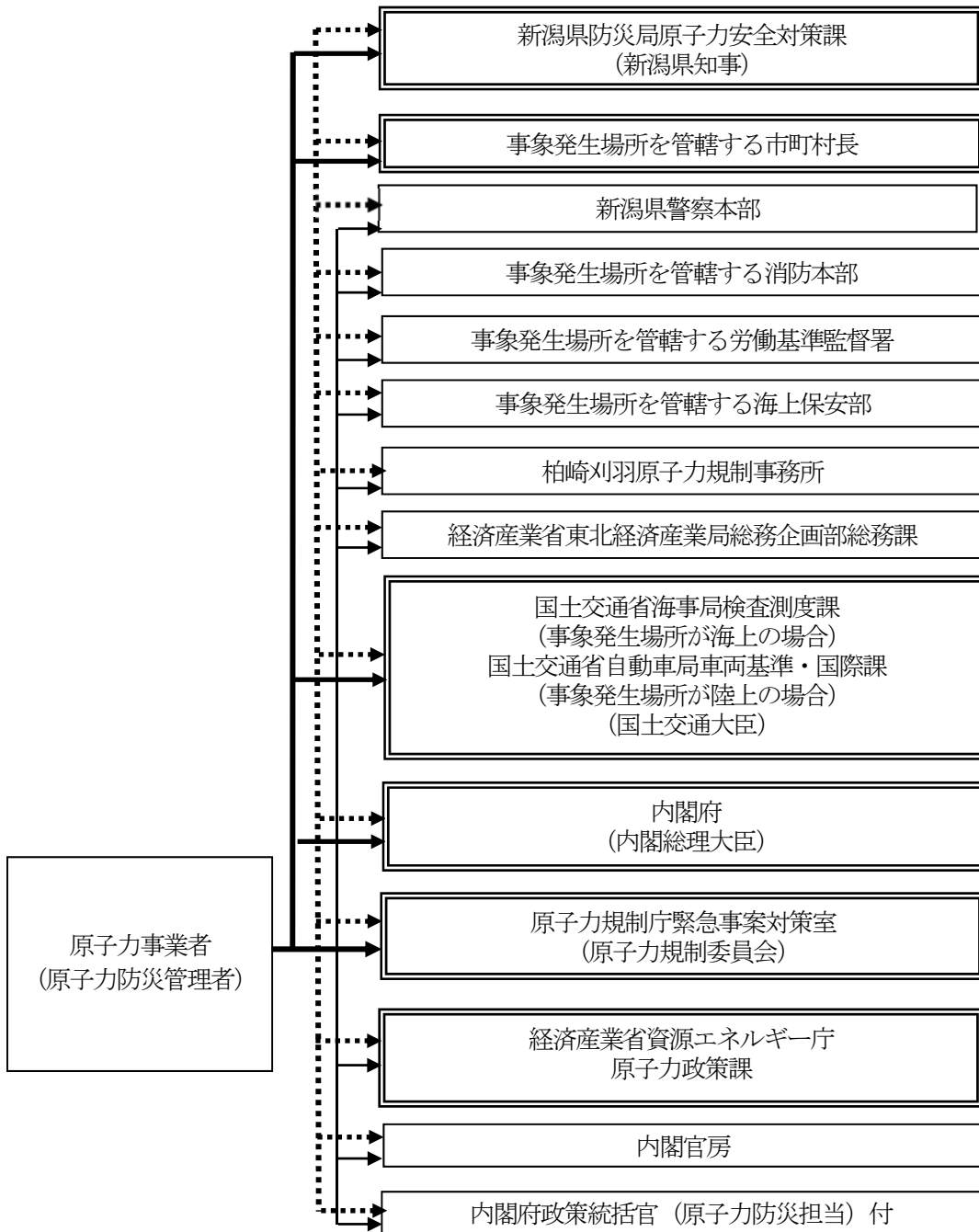
事故の通報を受けた海上保安部署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施する。

7 県の活動

県は、事故の通報を受けた場合、直ちに消防庁に即報するとともに、事故の状況の把握に努め、国の主体的な指導のもと、市町村、消防及び警察機関の協力を得て、必要に応じて事故現場周辺の住民避難等の指示を行うなど必要な措置を講じる。

原災法第10条第1項に基づく通報経路

(事業所外運搬での事象発生時)



- : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先
- ➔ : 電話によるファクシミリ着信の確認
-➔ : ファクシミリによる送信
- ➔ : 電話等による連絡

第4章 複合災害対策

第1節 複合災害時における災害対策本部等の組織・運営

【関係機関】 県（統括調整部）、県警察、国（原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、原子力災害対策本部） 等

1 方針

複合災害時には、災害対策基本法に基づく災害対策本部又は新潟県危機管理対応方針に基づく原子力災害警戒本部を設置する。

なお、発電所周辺外での大規模自然災害等と原子力災害が複合的に発生した場合の体制は、本節に準じる。

2 災害対策本部等の設置基準

第3章第1節2に準じる。

3 原子力災害警戒本部の設置

第3章第1節3に準じる。

4 災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部

第3章第1節4に準じる。

(2) 現地対策本部

第3章第1節5に準じる。

第2節 複合災害時における応急対策

【関係機関】 県（統括調整部）、県警察、国（原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、原子力災害対策本部）、市町村 等

1 方針

県及び市町村は、複合災害時において、原子力災害に係る防護対策の実施に支障が生ずることが考えられるため、下記の事項について特に留意して対応する。

なお、発電所周辺外での大規模自然災害等と原子力災害が複合的に発生した場合の対応は本節に準じるものとし、複合災害時の対策等について、この章に定めるもののほかは、第3章による。

2 情報の収集・連絡

県及び市町村は、防災関係機関と協力し、専用回線、衛星回線、防災行政無線（戸別受信機を含む）、ヘリコプターテレビ伝送システム等を活用し、道路、ライフラインの被災情報等の必要な情報の収集・連絡を行う。

3 緊急時モニタリング

県は、緊急時モニタリングの正常なデータを得るため、地震等によるモニタリングポストの被災状況の確認や電源喪失時等の設備・機器等の代替機能の確保に留意する。

- (1) 県は、モニタリングポストが被災した場合、県のモニタリング車や可搬型モニタリングポスト等の代替測定により対応する。

また、被災等によりモニタリングポストの測定結果等を得られない場合には、気象予測や放射性物質拡散予測情報を参考に、緊急時モニタリングを優先すべき区域を決めることも考える。

なお、その他防護措置の判断に必要な緊急時モニタリングに関するできる限りの情報の収集に努める。

- (2) 県は、道路の被災状況やモニタリング要員の参集状況に係る情報を、緊急時モニタリングセンターに提供する等、国の緊急時モニタリング実施計画の策定に協力する。
- (3) 県は、モニタリング要員やモニタリング設備・機器等の不足が生じた場合又は生じるおそれがある場合、原子力発電所立地道府県に対し相互応援協定に基づく要請を行うなど、緊急時のモニタリング体制を確保する。

4 住民等への情報伝達活動

- (1) 県及び市町村は、大規模自然災害時の初動期においては、発電所に異常がない場合においても、その旨を広報する。
- (2) 市町村は、大規模自然災害等による情報伝達手段の機能喪失、広報が伝わりにくくなること、または、広報車の走行に支障をきたすことが想定されるときは、広報媒体や回数等を検討し、伝達の徹底を図る。
- (3) 県及び市町村は、住民等の不安解消や混乱の防止のための、問い合わせ窓口を増設するなど、体制を強化する。

5 避難・屋内退避等

- (1) 避難・屋内退避実施に係る防護活動

ア 県及び市町村は、大規模自然災害等が発生した場合の避難・屋内退避等の防護措置は、第3章第6節3を基本としたうえで、上記2で情報収集した大規模自然災害等による道路や避難施設等の被災状況に応じて、適切に対応する。

なお、県は広域避難にあたっては、市町村、防災関係機関から収集した避難施設、避難道路等の情報を考慮し、代替避難施設、避難経路及び避難車両等について、市町村に対し示す。

イ 県及び市町村は、大規模自然災害等が発生した場合は、屋内退避、避難等に時間を要するなど、避難の困難性が増すことが予想されるため、予防的措置としての避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の服用等を初期段階で検討する。

- (2) 避難誘導時の配慮

ア 市町村は、大規模自然災害等による家屋の倒壊や転倒による事故等の危険性が想定されるときは、避難誘導にあたり十分注意する。

イ 市町村は、大規模自然災害等による広域応援者の避難誘導に際しては、自主防災組織、消防団、警察及び防災行政機関等の協力を得ながら、避難等が確実に実行されるよう対応する。

- (3) 避難・屋内退避所等の運営

- ア 市町村は、大規模自然災害等による避難所等の被害が想定されるときは、その状況を迅速に把握し、県本部へ連絡する。
- イ 県は、避難所等の被災により広域避難が必要となった場合、市町村の区域を越えた対応を行う。
- ウ 県及び市町村は、防災関係機関と協力し、避難・屋内退避の長期化等による物資の確保、衛生環境の維持、家庭動物の保護場所の確保及びこころのケア等について、対策を実施する。
- エ 市町村は、県と協力し、避難所等において情報を的確に住民に伝達する。
- オ 受入市町村は、避難所における混乱を避け指示の徹底を図るため、大規模自然災害等の避難所と原子力災害の避難所は、可能な限り別々に設置する。

6 原子力災害医療

- (1) 県は、大規模自然災害等への対応による医師及び機器等の不足が生じた場合又は生じるおそれがある場合は、広域的な医師や機器等の応援により、医療体制の維持に努める。
- (2) 県は、複合災害時の救護所運営やスクリーニング実施に当たって、混乱が生じないように対応する。
- (3) 県は、道路や搬送手段の被災状況を勘案し、安定ヨウ素剤の配布・服用計画を作成する。

7 緊急輸送活動

- (1) 県は、大規模自然災害等による道路の遮断や障害物による道路幅の減少等が想定されるときは、市町村、指定地方行政機関と協力し、輸送路となりうる道路の通行の状況等について迅速に情報を収集するとともに、必要に応じて代替輸送路、輸送手段を確保する。
- (2) 県及び市町村は、大規模自然災害等によるバス等を保有する機関の被災が想定されるときは、その状況を迅速に把握する。

県は、災害の規模や放射性物質の拡散状況を勘案し、海上輸送やヘリ輸送等も含めた搬送手段の調整を行う。

また、状況の進展に備えて臨機応変に対応できるよう、車両等を確保・待機させる等の対応を行う。

8 救助・救急及び消火活動

- 県及び市町村は、大規模自然災害等の被災によって、救助・救急及び消火活動に当たる要員や資機材が不足する場合は、広域的な応援を要請する。
- なお、要請先へは、発電所、避難・屋内退避等の防護対策及び放射線物質の状況について、情報提供する。

第5章 災害中長期対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される国の現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する。

第3節 放射性物質による汚染の除去等

県は、復旧・復興に遅れが生じないよう、国、市町村、原子力事業者及び関係機関と協力して、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業を行う。

第4節 各種制限措置の解除

県は、環境放射線モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言等を踏まえ、原子力災害応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を関係機関に指示する。

また、解除実施状況を確認する。

第5節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

県は、原子力緊急事態解除宣言後、国の統括の下、関係機関及び原子力事業者と協力して継続的に復旧に向けた環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表する。

その後平常時における環境放射線モニタリング体制に移行する。

第6節 災害記録の作成

1 災害地域住民の記録

県は、市町村が、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し災害時に当該地域に所在した旨を証明、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録することに協力する。

2 被害状況調査の実施

県は、災害時における規制措置等により物的損害を受けた住民等の損害賠償等に資するため、必要に応じ農林水産業、商工業等の受けた被害について調査し、資料を整備するよう市町村に指示し、これに協力する。

3 災害対策措置状況の記録

県は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置等を記録し、保存する。

第7節 心身の健康相談体制の整備

原子力災害においては、住民等に、避難等に伴う環境の変化による精神的負担に加え、放射性物質等による被ばくや汚染に対する不安を与える可能性がある。

県は、国、市町村、日本赤十字社新潟県支部及び県医師会とともに、不安軽減のための適切な情報を提供し、心身の健康の保持・増進に努めるため、要配慮者にも十分配慮した、心身の健康に関する相談及び健康調査を行うための体制を整備する。

第8節 被災者等の生活再建等の支援

- (1) 県は、国、市町村及び関係団体等と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努める。
- (2) 県は、国及び市町村と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市町村及び受入市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。
- (3) 県は、市町村と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等について検討する。
- (4) 原子力事業者は、速やかな被災者の損害賠償請求等への対応のため、相談窓口を設置するなど、必要な体制を整備する。

なお、原子力損害が発生した場合の賠償については、原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）に基づき実施することとされている。

第9節 風評被害等の影響の軽減

県は、国、市町村、防災関係機関をはじめ、経済団体や農林水産業団体等の関係機関と連携し、原子力災害による風評被害の未然防止又はその影響を軽減するため、県内外に、放射能・放射線の影響に対する安全性確認結果の広報や各種観光情報の発信等を積極的に実施し、農林水産業や地場産業の商品の適正な流通の確保、観光客の誘致等のための取組を実施する。

第10節 被災中小企業等に対する支援

県は、中小企業等の被災状況を確認し、支援方針を定めた上で、必要に応じて、国と協調した中小企業高度化資金貸付、小規模企業者等設備資金貸付及び中小企業向け県制度融資等により、設備復旧資金、運転資金の貸付及び税の軽減などの支援措置を行う。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

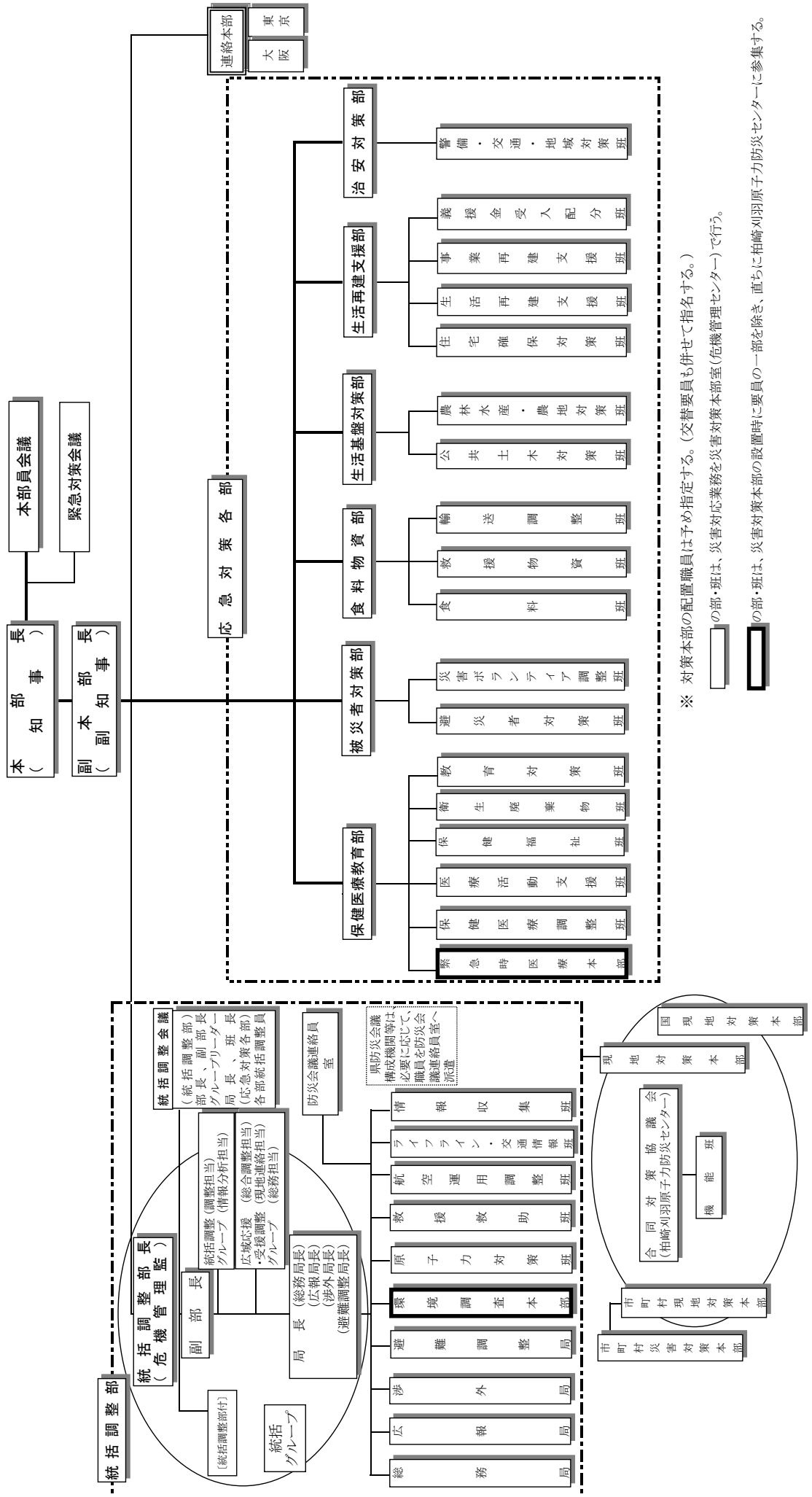
第11節 物価の監視

県は、生活関連物資の供給の確保及び価格の安定を図るため、国、市町村の協力を得て、生活関連物資の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表する。

第 12 節 原子力事業者からの要員の派遣

県は、復旧対策に際し、必要に応じて原子力事業者に対して要員の派遣を要請する。

別表 原子力災害対策本部組織



新潟県地域防災計画
(原子力災害対策編)
令和5年3月修正

発行：新潟県防災会議
(事務局：新潟県防災局原子力安全対策課)
〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1